第２期
練馬区子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年度～6（2024）年度

令和２(2020) 年３月

練 馬 区

第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

区はこれまで、子ども・子育て支援施策を重要政策のトップに掲げ、区独自の政策を立案・実行してきました。

今回策定した計画では、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化による需要の増加を考慮した、今後５か年にわたる需要見込みと供給計画を示しています。

女性の就業率の向上等の影響により、保育需要は年々増加しています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景に、子育てにおいて孤立する保護者が増えており、子育て相談機能の重要性も高まっています。

「第２次みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた「子どもたちの笑顔輝くまち」を実現するため、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」「子どもの成長環境の充実」「支援を必要とする子どもや家庭への取組」を展開していきます。

子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現してまいります。

令和２年３月

練馬区長　前川　燿男

目　次

第１章　計画の基本的な考え方

1　計画策定の目的および背景　・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
3　計画の策定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
トピックス「幼児教育・保育の無償化による区独自の影響調査を実施しました」
・・・・・　3
4　計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
5　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
6　計画の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第２章　区を取り巻く現状

1　人口の推移と推計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
2　子育て世帯の就労状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
3　女性の就労状況と教育・保育サービスの利用状況　・・　9

第３章　令和元年度までの取組

1　保育サービスの拡充　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
2　家庭での子育て支援サービスの充実　・・・・・・・・・・　12
3　相談サポートの充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
4　すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり　・・・　14
5　ひとり親家庭への支援の充実　・・・・・・・・・・・・・　15
6　第１期計画の取組状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
トピックス「23 区「子育てしやすい街」No.1 に選ばれました！」
・・・・・　17

第４章　取組の視点と方向性

1　計画の基本目標と方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
2　４つの目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

第５章　子ども・子育て支援施策の具体的な展開

1　子どもと子育て家庭の支援の充実　・・・・・・・・・・・　20
2　子どもの教育・保育の充実　・・・・・・・・・・・・・・・　23
3　子どもの成長環境の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・　27
4　支援を必要とする子どもや家庭への取組　・・・・・・・　29
トピックス「生活困窮世帯等への支援の重要性　～貧困の連鎖を断つ～」
・・・・・　31
5　青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組　・・・　33
参考　子ども・子育て支援施策の一覧　・・・・・・・・・・・・・　35

第６章　法定事業の年度別需給計画

1　子ども・子育て支援法の法定事業　・・・・・・・・・・・　36
2　区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38
3　年度別需給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39

参考　巻末資料

1　練馬区の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58
2　ニーズ調査の結果概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・　62
3　幼児教育・保育の無償化による影響調査の結果概要　・　67
4　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　70

第１章　計画の基本的な考え方

1　計画策定の目的および背景

わが国では、令和元年の日本全体の出生数が約 86 万人[1]と過去最低を記録した一方で、女性の就業率の向上等の影響により、保育需要は年々増加しています。令和元年 10 月に実施された幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加への対応を含め、保育所の整備や練馬こども園の充実など、引き続き保育サービスを拡充する必要があります。

核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景に、子育てにおいて孤立する保護者が増えており、子育て相談機能の重要性も高まっています。区、学校、地域団体等、関係機関が連携して子育てを支える仕組みが欠かせません。

教育分野においては、平成 28 年２月に策定した「練馬区教育・子育て大綱」の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を実現することが重要です。

区はこれまで、平成 27 年４月から施行された国の「子ども・子育て支援新制度[2]」に合わせて、「練馬区子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

現在、保育需要への対応や家庭での子育てを望む家庭への支援、子育てに関する相談体制の強化、ひとり親家庭や生活困窮等にある子育て家庭への支援など、行政が抱える課題は多様化・複雑化しています。

「第２次みどりの風吹くまちビジョン[3]」は、「グランドデザイン構想[4]」の実現に向けて策定され、「子どもたちの笑顔輝くまち」を施策の柱のひとつとして掲げています。区の子ども・子育て支援施策の方向および区民のニーズを踏まえた具体的な事業計画を明らかにするため、「第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開していきます。

---

[1] 厚生労働省「令和元年（2019）人口動態統計の年間推計」

[2] 子ども・子育て支援新制度…幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度

[3] 第２次みどりの風吹くまちビジョン…グランドデザイン構想に示す将来像の実現に向けた区の総合計画（平成 31 年３月策定）

[4] グランドデザイン構想…おおむね 10 年後から 30 年後の将来像を、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の３つの分野で示した区の構想（平成 30 年６月策定）

2　計画の位置づけ

本計画は、「第２次みどりの風吹くまちビジョン」の子ども分野に関連した個別計画です。

以下の法令等に基づく計画として併せて位置づけるとともに、他の個別計画とも整合を図って策定します。

（１）子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
（２）児童福祉法に基づく市町村整備計画
（３）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
（４）新・放課後子ども総合プラン
（５）子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画

第２次みどりの風吹くまちビジョン

第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画

- **子ども・子育て支援事業計画**
  - 市町村整備計画
- **次世代育成支援行動計画**
  - 新・放課後子ども総合プラン
- **子どもの貧困対策計画**

関連計画

- **教育振興基本計画**
- **男女共同参画計画**
- **地域福祉計画**
- **障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画**
- **健康づくりサポートプラン**

など

3　計画の策定方法

（1）区民ニーズの把握

子ども・子育て支援施策を検討する基礎資料とするため、「練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査」を実施し、児童の生活実態や保護者の要望を把握しました。

調査期間

平成 30 年 11 月

調査対象および回収状況

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前児童(０～６歳)の保護者	3,000 件	郵送配付・郵送回収	1,624 件	54.1%
区内に居住する小学生児童の保護者	3,000 件	郵送配付・郵送回収	1,780 件	59.3%
区立中学校に通学する２年生	498 件	対象の学校を通じた手渡し・回収	498 件	100.0%
区内の高等学校に通学する２年生	447 件	対象の学校を通じた手渡し・回収	444 件	99.3%

トピックス

幼児教育・保育の無償化による区独自の影響調査を実施しました

区は、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に先立ち、平成 30 年 9 月に影響調査を実施し、3,000 人を超える多くの区民の皆様からご回答をいただきました。

調査結果を用いて保育需要を再算定し、保育所整備計画に反映しました。令和 2 年 4 月に向けて、新たに私立認可保育所を 16 か所整備するとともに、練馬こども園を 3 園認定し、定員を 802 人拡大します。

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前児童(０～５歳)の保護者	4,600 件	郵送配付・郵送回収	3,147 件	68.4%

※調査結果は 67 ページに掲載しています。

（２）「練馬区子ども・子育て会議」の開催

区は、本計画に子育て当事者等の意見を反映し、地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて子ども・子育て支援施策を実施するため、子どもの保護者（公募区民）、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」を設置しています。

本計画は、「練馬区子ども・子育て会議」への意見聴取を踏まえ、策定しました。

（３）区民意見反映制度(パブリックコメント)の実施

本計画の素案を区役所の窓口などで公開し、区民の方々からご意見をいただきました。

意見の募集等

① 区民意見反映制度（パブリックコメント）
意見募集期間：令和元年 12 月 11 日から令和２年１月 17 日まで
意見提出者：28 名

② 関係団体への説明
総参加者数：48 名

寄せられた意見

① 意見総数　延 194 件

② 意見の内訳

項目	件数
計画全体に関すること	3
第１章　計画の基本的な考え方	12
第２章　区を取り巻く現状	0
第３章　令和元年度までの取組	22
第４章　取組の視点と方向性	8
第５章　子ども・子育て支援施策の具体的な展開	109
第６章　法定事業の年度別需給計画	13
その他	27
合計	194

4　計画の推進体制

本計画は、各施策の推進や事業の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果を事業や計画の見直しに反映させていきます。

具体的には、計画を着実に推進していくため、PDCA サイクルにより、目標の実現に向けた取組を行います。サイクル C【CHECK】「結果の点検・評価」は、「練馬区子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗の点検・評価を行います。点検・評価の結果は、区議会に報告し、区民の皆様に公表します。

ご意見を踏まえて事業の見直しを行うとともに、計画内容と実態が大きく乖離した場合は、中間年に計画を見直します。

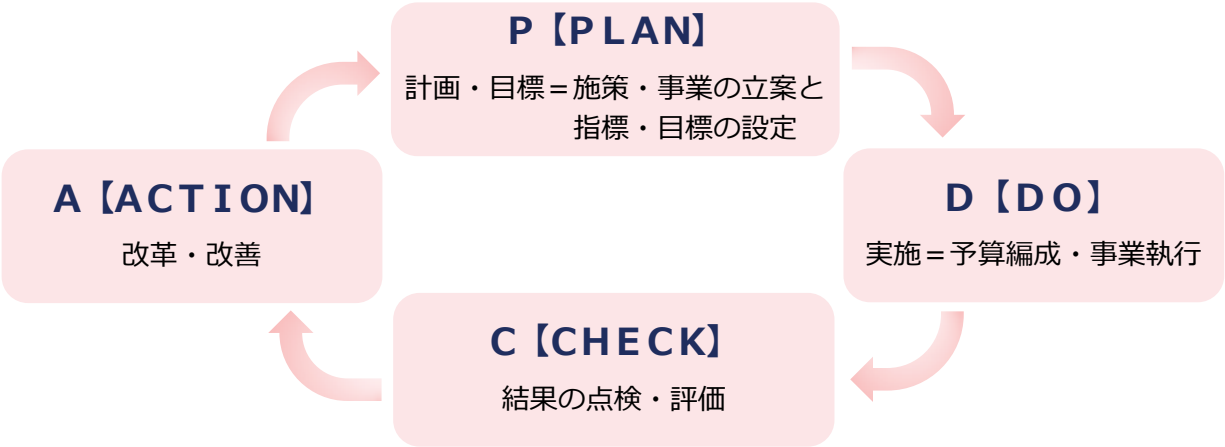

5　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間です。計画内容と実態が大きく乖離した場合は、中間年に計画を見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
練馬区子ども・子育て支援事業計画									
		中間見直し							
					第２期練馬区子ども・子育て支援事業計				
							見直し検討		

6　計画の対象

本計画の対象は、就学前児童（妊娠・出産期を含む）から中・高生年代までです。

ただし、33・34 ページの「青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組」は大学生年代以降も対象です。

第２章　区を取り巻く現状

１　人口の推移と推計

（１）総人口の状況

総人口は一貫して増加しています。年齢区分別でみると、年少人口は減少している一方、後期高齢者人口は増加しています。少子高齢化が進んでいます。

総人口は令和２年以降も増加し、令和６年には 746,515 人になる見込みです。年少人口は横ばいで推移するものの、後期高齢者人口はさらに増加する見込みです。

●総人口の推移（平成 27～31 年）

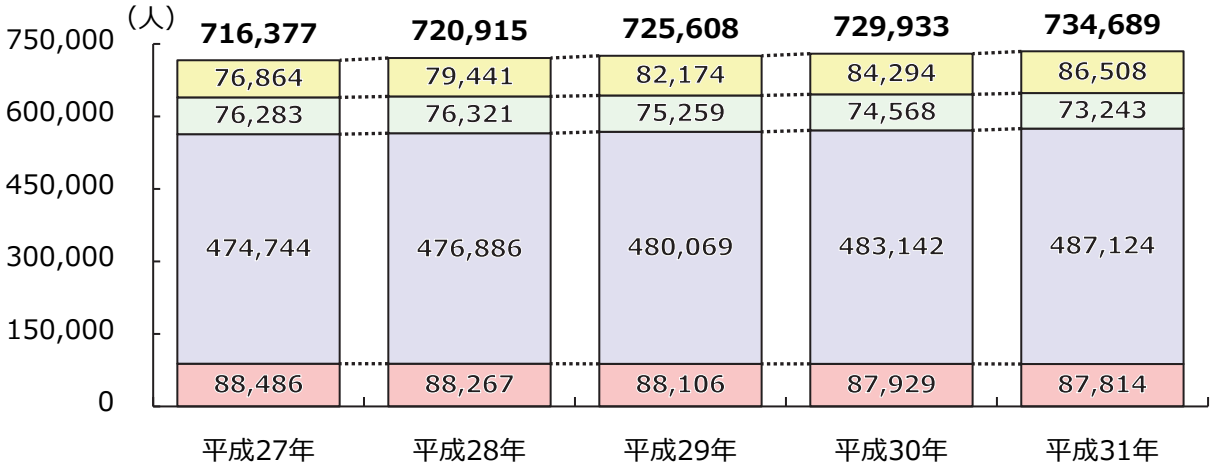

●総人口の推計（令和２～６年）

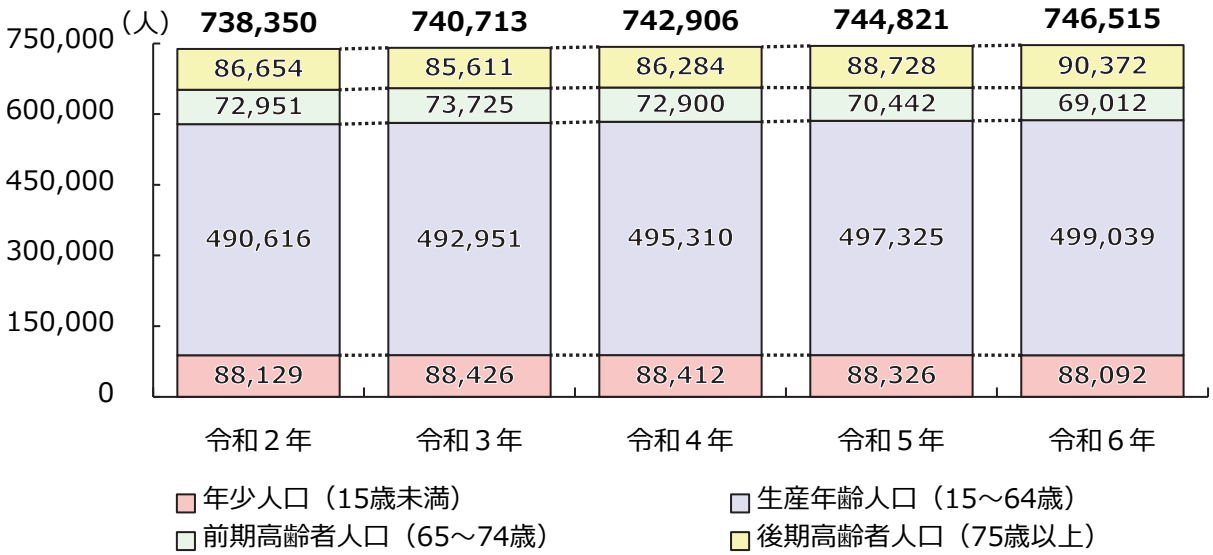

資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）各年４月１日現在を基にコーホート要因法により推計

（２）年代別児童人口の状況

０～５歳の就学前児童人口は、平成 30 年をピークに減少傾向にあります。６～11 歳の小学生児童人口は増加傾向にあり、平成 31 年は 35,081 人となっています。

令和２年以降もおおむね同様の傾向が続くことが見込まれます。

●年代別児童人口の推移（平成 27～31 年）

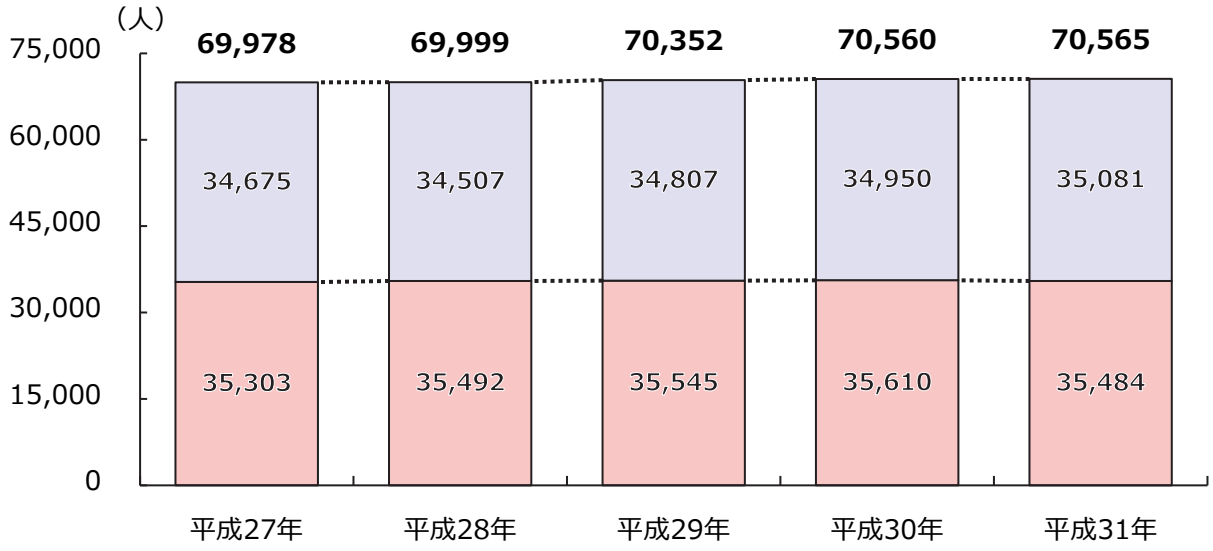

●年代別児童人口の推計（令和２～６年）

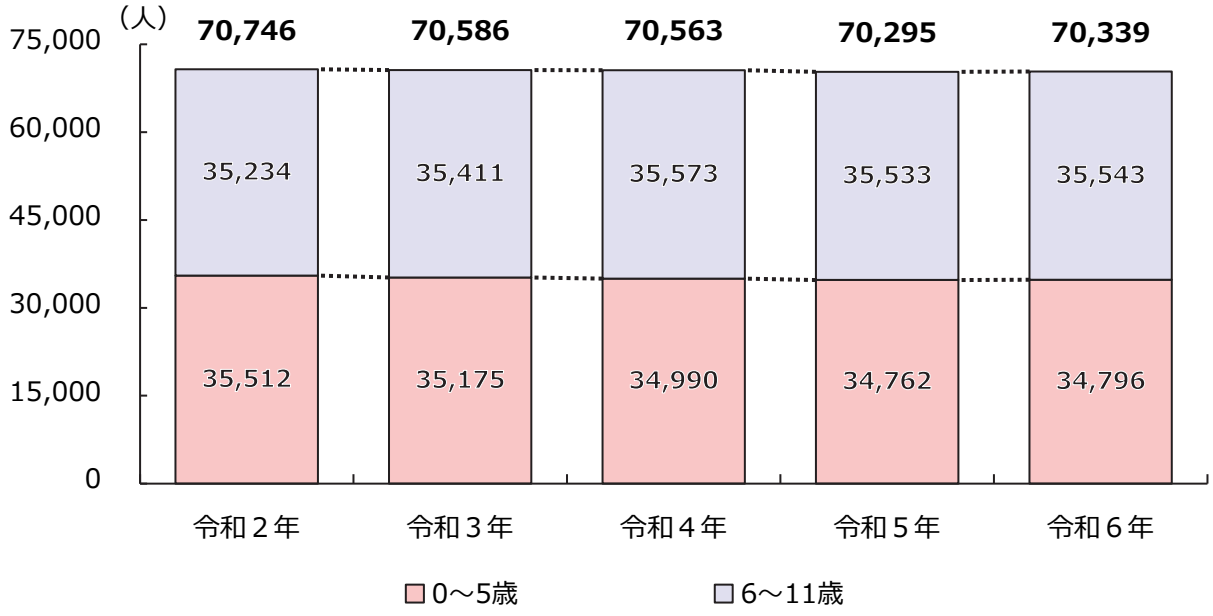

資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）各年４月１日現在を基にコーホート要因法により推計

2　子育て世帯の就労状況

現在の就労状況は、就学前児童家庭では 52.3%、小学生児童家庭では 48.4%と、ともに約 5 割が共働きです。

将来の就労意向を反映した場合、就学前児童家庭において、共働きの増加が見込まれます。

●現在の就労状況

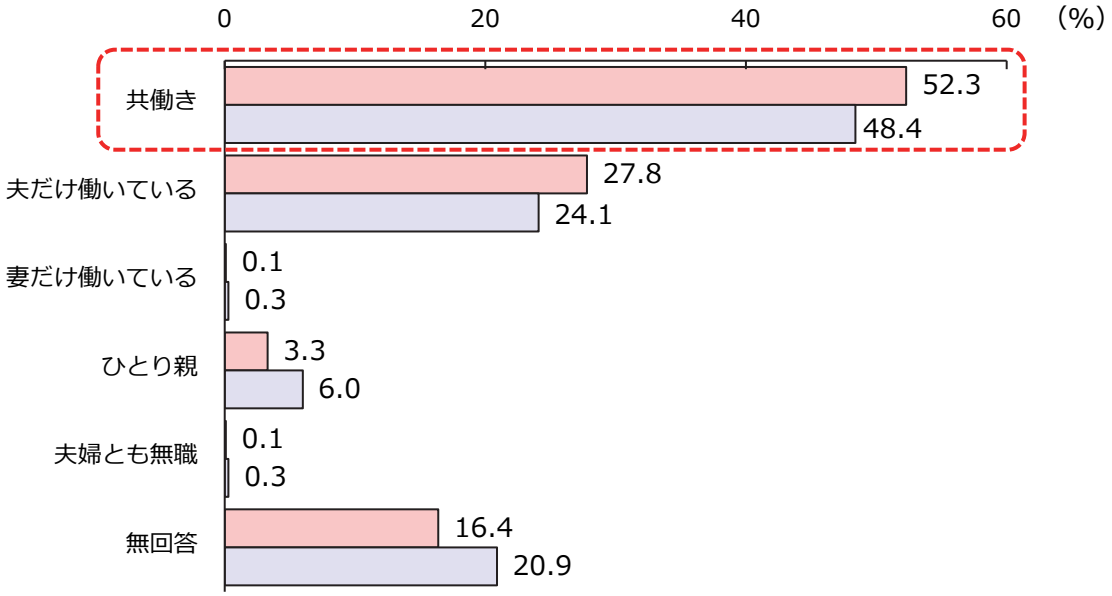

●将来の就労意向

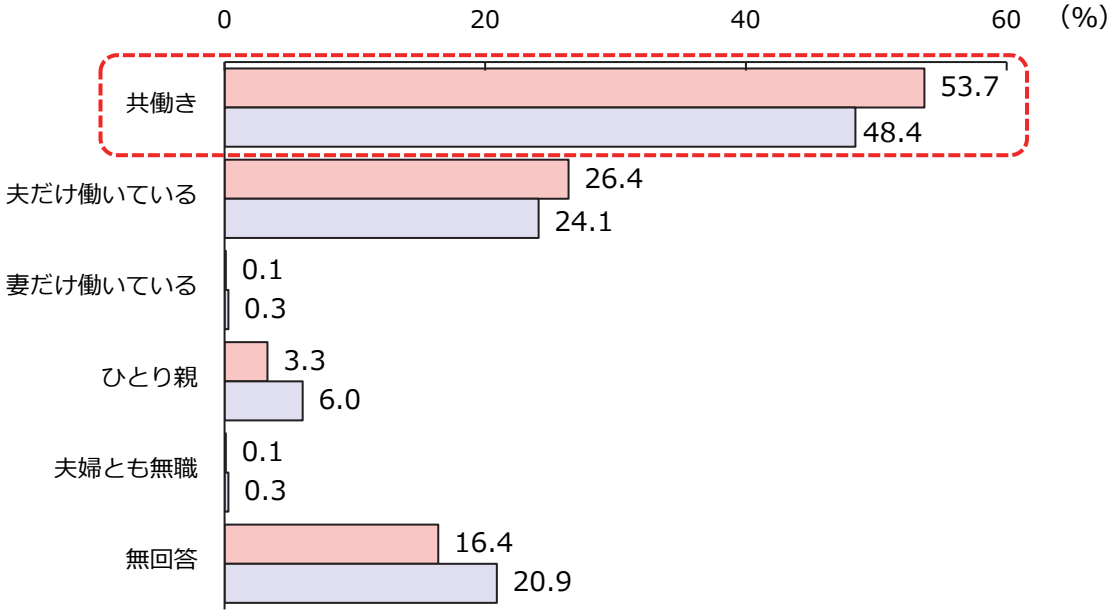

就学前児童家庭(n＝1,624)　　小学生児童家庭(n＝1,780)

資料：練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書（平成 31 年 3 月）

3　女性の就労状況と教育・保育サービスの利用状況

（1）女性の年齢別労働力率

子育て期の女性（25～44 歳）の労働力率は、平成 22 年から平成 27 年にかけて、大きく上昇しています。

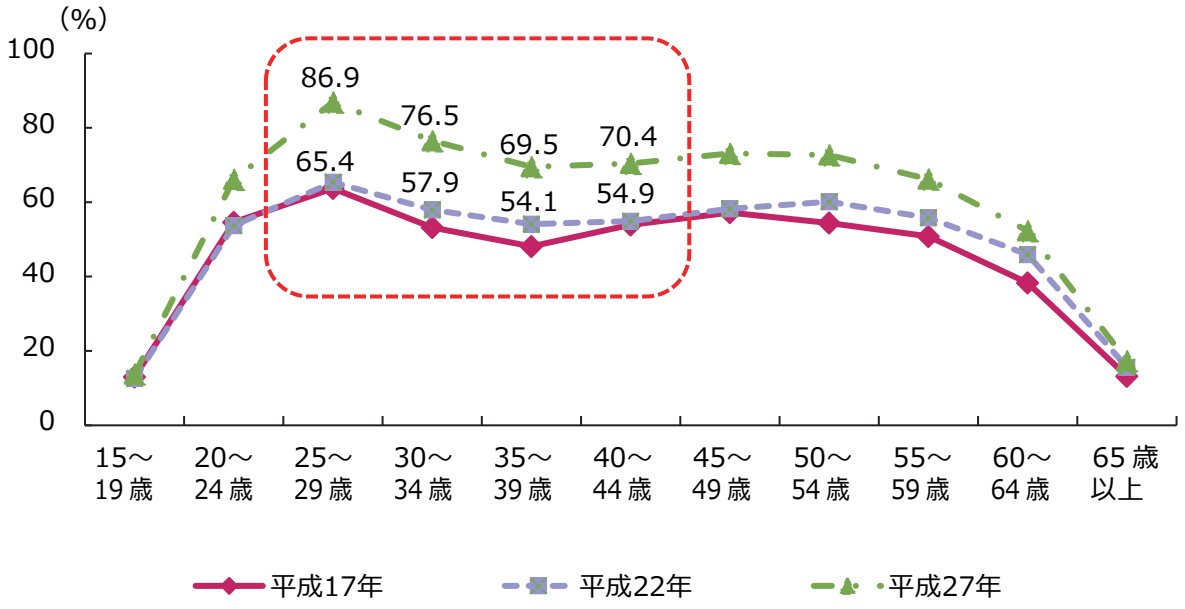

資料：国勢調査

（2）教育・保育サービス利用児童数の推移

保護者の就労状況の変化などに伴い、保育サービスを利用する児童が増加しています。一方、幼稚園および在宅等の児童は減少傾向にあります。

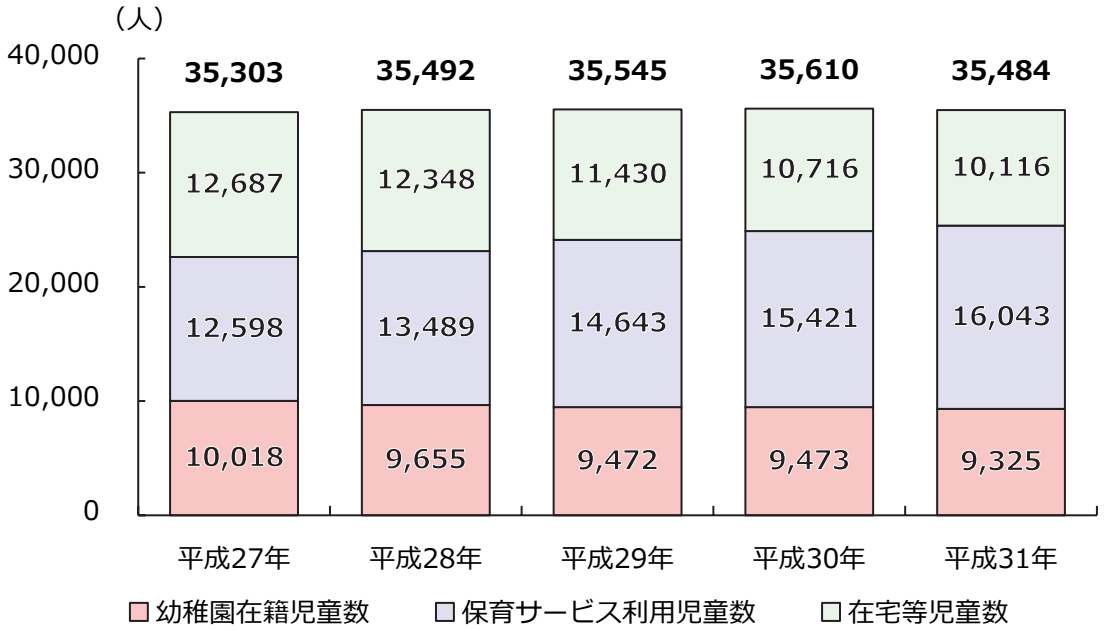

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）、練馬区勢概要等を基に作成

第３章　令和元年度までの取組

1　保育サービスの拡充

増加を続ける保育ニーズに対応するため、練馬こども園を創設するとともに、待機児童ゼロ作戦を展開し、全国トップレベルの定員増を実現してきました。この結果、平成 25 年度からの６年間で定員を 6,000 人以上拡大し、平成 31 年４月の待機児童数は過去最少の 14 人となりました。幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加への対応を含め、令和２年４月に向けては、新たに私立認可保育所を 16 か所整備するとともに、練馬こども園を３園認定し、定員を 802 人拡大します。

●保育定員の推移

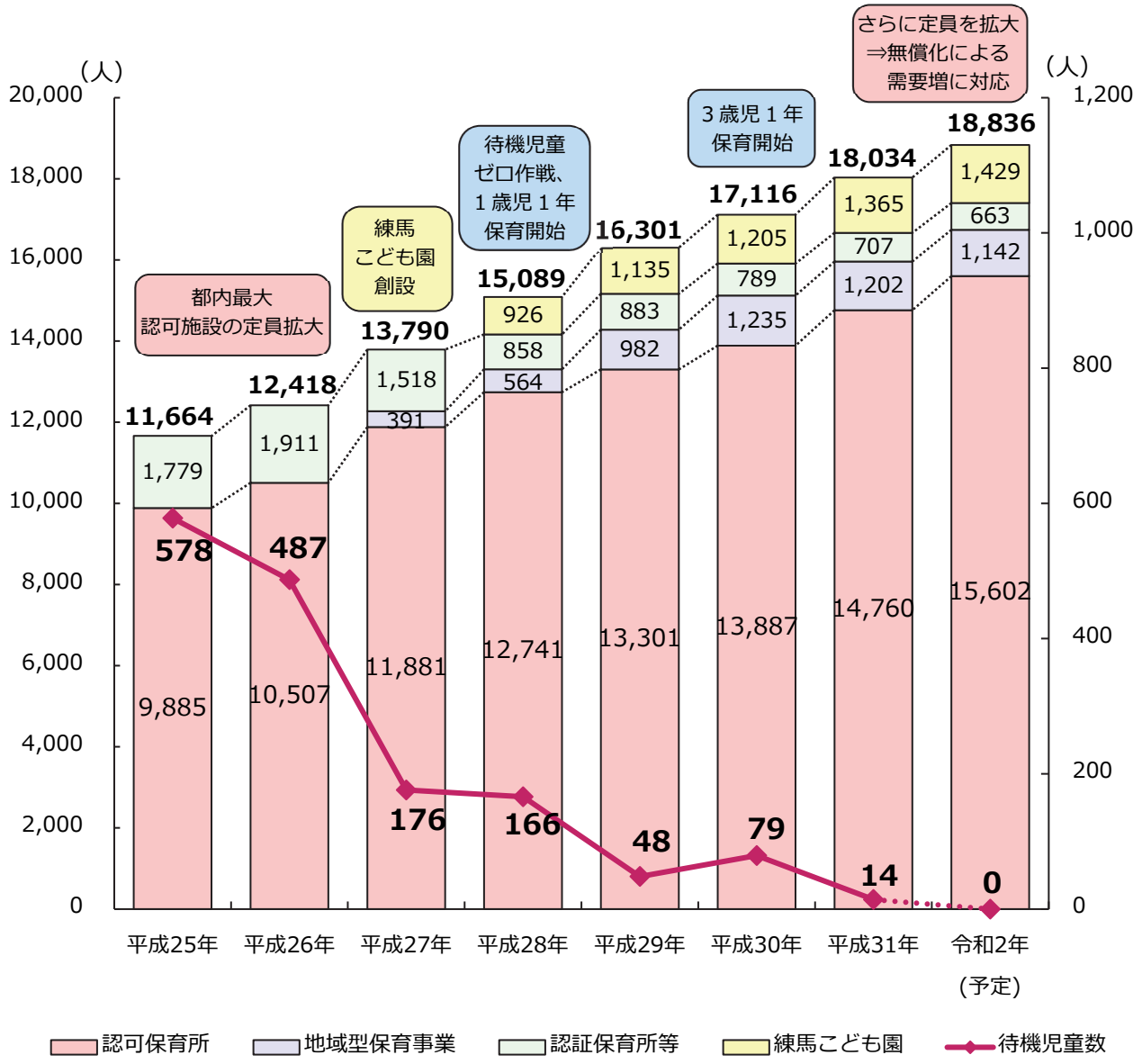

資料：こども家庭部（各年４月１日現在）

「練馬こども園」の創設（平成 27 年度） 全国初

「３歳からは長時間保育のある幼稚園に通わせたい」という保護者の希望に応えるため、全国初となる地方自治体型の幼保一元化施設として「練馬こども園」を創設しました。

「練馬こども園」は、通年で 11 時間の預かり保育を行う私立幼稚園を区が独自に認定するもので、毎年定員を拡大しています。保護者の選択の幅が広がり、共働き家庭などからも利用されています。

令和元年度、新たに低年齢型（０～２歳）と短時間型（９時間）の仕組みを設けました。

平成 28 年定員
926 人

→

平成 31 年定員
1,365 人

待機児童ゼロ作戦の展開（平成 28 年度）

増加する保育ニーズに対応するため、平成 28 年度に「待機児童ゼロ作戦」を展開し、1 年間で定員を 1,000 人以上拡大しました。

平成 29 年度以降も、認可保育所の新規整備や区立幼稚園の空き教室を活用した 3 歳児 1 年保育等を実施し、平成 25 年度からの 6 年間で定員を 6,000 人以上拡大しました。

この結果、平成 31 年 4 月の待機児童数は過去最少の 14 人となり、過去最大の 578 人（平成 25 年）から大幅に減少しました。

待機児童ゼロ作戦　３つのポイント

- ０～２歳児を中心に、認可保育所等を新規整備　⇒**約 750 人増**
- 既存の保育施設を有効活用し、待機児童が多い１、２歳児の定員を拡大　⇒**約 150 人増**
- 保育所の遊戯室等を活用した 1 歳児 1 年保育の実施　⇒**約 100 人増**

待機児童ゼロ作戦以降も、全国トップレベルの定員増を実現

平成 25 年定員
11,664 人

→

平成 31 年定員
18,034 人

１歳児１年保育・３歳児１年保育の実施

保育所等の利用が保留となっている児童への緊急的な対応として、利用が決まるまでの間、区立幼稚園や保育所の空きスペースを活用して保育する「１年保育」を実施しています。

「１歳児１年保育」は平成 28 年度から、バス送迎等による「３歳児１年保育」は平成 30 年度から実施し、セーフティネットとしての機能を果たしています。

2　家庭での子育て支援サービスの充実

０～５歳児のうち保育所や幼稚園に通っていない児童は､平成 31 年４月１日現在 10,116 人と全体の約３割を占めており、家庭での子育てを望む家庭への支援が求められています。

区は、子ども家庭支援センター等で実施する子育てのひろば「ぴよぴよ」や民設子育てのひろばを開設し、親子が気軽に交流できる場や一時的に子どもを預けられるサービスを提供しています。また、平成 27 年度に外遊びの場「おひさまぴよぴよ」を、平成 30 年度に発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を開始しました。

令和元年度からは民間カフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場として「練馬こどもカフェ」を創設しました。

「おひさまぴよぴよ」の開始（平成 27 年度）

０～３歳児と保護者を対象に、公園の中で自然とふれあいながら親子で交流できる遊び場です。相談員へ子育て相談もできます。

室内で遊んだり、保護者同士が交流できる子育てのひろばは、毎年、実施施設を拡大しています。

●おひさまぴよぴよ	… 平成 27 年度	**４か所**	⇨ 令和元年度	**７か所**
●子育てのひろば	… 平成 27 年度	**22 か所**	令和元年度	**27 か所**

「のびのびひろば」の開始（平成 30 年度）

子どもの育ちに不安のある親子を対象としたひろば事業です。相談員が子育てに関する相談も受けています。区内５か所の子ども家庭支援センターで実施しています。

「練馬こどもカフェ」の創設（令和元年度）全国初

区内の民間カフェで、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者が交流したり、リラックスできる場を提供します。

地域の幼稚園教諭や保育所の保育士、栄養士、看護師を派遣し、育児に関する相談や子育て支援講座を実施しています。

3　相談サポートの充実

区では、安心して子育てができるように、妊娠・出産から子育て期（０～18 歳）までの切れ目のないサポートの充実に取り組み、子どもの健やかな成長と保護者の不安や負担の軽減につなげています。

切れ目のない子育てサポート

●妊婦全員面談

保健師などが妊婦本人と面接し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、妊娠期の不安を解消します。

●乳児家庭全戸訪問

赤ちゃんが生まれたすべての家庭に助産師・保健師が訪問します。子育て相談や産婦の健康相談に応じ、育児不安を軽減します。

●子育てのひろば

０～３歳児の親子が自由に遊んだり、気軽に育児の相談ができます。

●子どもショートステイ

保護者の出張や入院などで、一時的に家庭で子どもを見られなくなる時に施設でお預かりします。

●中３勉強会

経済的な支援を必要とする家庭の中学３年生を対象に、学習を支援します。

妊娠期

妊婦全員面談　妊婦訪問
妊婦健康診査　妊娠・子育て相談員
ねりま子育てサポートナビ　など

０～５歳

乳児家庭全戸訪問　産後ケア事業
すくすくアドバイザー　練馬こどもカフェ
子育てのひろば　保育所
子どもショートステイ　幼稚園
育児支援ヘルパー　練馬こども園
外遊びの場提供事業　一時預かり事業
教育相談（３歳～）　病児・病後児保育
養育支援訪問事業　児童館　など

６歳から

ねりっこクラブ　学童クラブ
児童館　中３勉強会
適応指導教室（フリーマインド、トライ）
居場所支援事業　など

新しい児童相談体制の構築

子どもたちの福祉の向上のためには、区による地域に根差したきめ細かい支援と東京都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせた新たな仕組みが必要です。都と実務的な協議を重ね、児童相談所行政を共同して取り組む仕組みを構築します。令和元年５月に設置された児童相談体制等検討会には、練馬区も参加し、積極的に対応していきます。

4　すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

小学校内の施設を活用して、「学童クラブ[1]」と「学校応援団ひろば事業[2]」それぞれの機能や特色を維持しながら、一体的に運営する「ねりっこクラブ」を推進しています。すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供するため、早期の全校実施を目指しています。

長時間保育の実施や駅前での開設等、多様な区民ニーズに応えるとともに、今後のねりっこクラブの担い手を育成するため、民間事業者を支援し、民間学童保育を拡充しています。

「ねりっこクラブ」の開始（平成 28 年度）

小学校の敷地内で安全に過ごせる環境に加え、地域の方々の支えのもと、充実した放課後の時間を提供します。

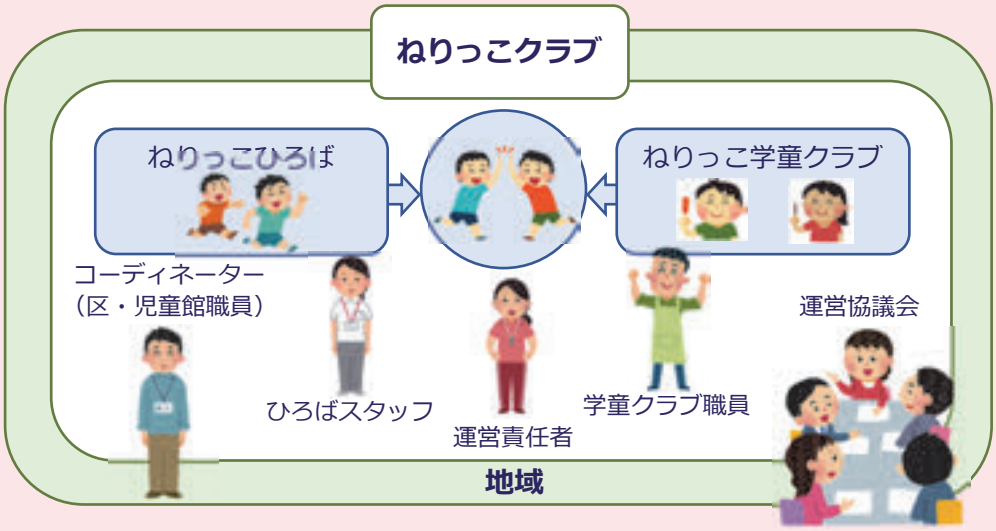

平成 28 年度　**3 校**　→　令和元年度　**19 校**

「夏休み居場所づくり事業」の拡充（令和元年度）

夏休み期間、小学校のひろば室等で、子どもたちが安全に過ごすことができる居場所を提供する「夏休み居場所づくり事業」を実施しています。

令和元年度は、実施校を 10 校に拡大しました。学童クラブ運営事業者と学校応援団との連携を深め、ねりっこクラブへの円滑な移行を進めます。

[1] 学童クラブ…保護者の就労等により放課後保育を必要とする児童を預かる施設
[2] 学校応援団ひろば事業…児童の遊び場の確保や異年齢児の交流、読書の推進を目的として、放課後帰宅せずに参加できる安全な居場所を、学校施設内に確保する事業

5　ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の就労、子育て等における支援ニーズや課題を把握するため、平成 28 年４月にニーズ調査を実施しました。その結果を踏まえ、平成 29 年４月から区独自のプロジェクトとして、「生活」「就労」「子育て」の３つの支援を柱とした「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を開始しました。同年６月にはひとり親家庭総合相談窓口を開設し、各種支援事業を行っています。

ひとり親家庭ニーズ調査の実施（平成 28 年度）

平成 28 年４月実施。5,977 世帯に配付→回収率 43.2%

主な結果（分析）

■相談支援体制
・ひとり親の 75%が訪れる児童手当窓口に相談窓口がない

■生活
・養育費の取り決めがない家庭が 51%

■就労
・49%が資格取得（社会福祉士等）を希望

■子育て
・子育ての悩みは「しつけ・教育」が 49%
・子どもに関する悩みは「進学」が 57%

「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」の開始（平成 29 年度）

■総合相談窓口（平成 30 年度相談件数　1,857 件）

様々な相談に応じ、各種支援、他部署等につないでいます。
・キャリアコンサルタントの資格を持つ専門相談員が対応
・総合相談窓口は児童手当窓口に併設
・平日夜間や土曜にも窓口を開設（予約制）

●**弁護士による法律相談**（平成 31 年４月開始）
●**専門相談員による出張相談**（平成 31 年４月開始）

●支援サイト「ひとり親家庭支援ナビ」開設
●「ひとり親家庭のしおり」発行

各種支援

生活を応援
●養育費取り決め促進のためのパンフレット発行
●家計相談の実施
●生活応援セミナーの実施

就労を応援
●資格取得等を支援
●就労支援セミナーの実施
●ハローワークとの連携支援
●自立支援プログラムによる個別支援
●子どもの預かり支援

子育てを応援
●訪問型学習支援・悩み相談の実施
●親子交流や、ひとり親家庭間交流を支援

6　第１期計画の取組状況

第１期計画における取組の目標について、計画期間の終了時点（見込み）での達成状況は以下のとおりです。

達成度(需要見込みに対する供給実績)	
★★★★★	100%
★★★★☆	80～99%
★★★☆☆	60～79%
★★☆☆☆	40～59%
★☆☆☆☆	20～39%

【妊娠・出産期～】子どもと子育て家庭の支援の充実

目標像　安心して子育てができる環境の整備

取組の内容	需要見込み (R1 年度)	供給計画値 (R1 年度)	供給実績 (R1年度末見込み)	達成度
妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザーの設置	12 か所	12 か所	12 か所	★★★★★
子育てのひろばの拡大※	310,776 人日	27 か所	27 か所	★★★★★
一時預かり事業の拡大	101,916 人日	117,717 人日	115,372 人日	★★★★★
子どもショートステイの拡大	959 人日	4,380 人日	4,380 人日	★★★★★

※子育てのひろばは、国の規定により需要と供給の単位が異なります。上記達成度は、供給計画値に対する供給実績を示しています。

【乳児～幼児期】子どもの教育・保育の充実

目標像　練馬こども園の創設により、多様なニーズに応じて教育・保育を選択できる社会の実現

取組の内容	需要見込み (R1 年度)	供給計画値 (R1 年度)	供給実績 (R1年度末見込み)	達成度
私立幼稚園の長時間預かり保育の拡大	374,098 人日	490,946 人日	536,491 人日	★★★★★
教育・保育施設の定員拡大	27,027 人	29,094 人	28,901 人	★★★★★
延長保育の定員拡大	7,400 人	9,243 人	8,856 人	★★★★★
病児・病後児保育の拡大	13,810 人日	16,120 人日	16,640 人日	★★★★★
巡回支援員の確保	12 人	12 人	11 人	★★★★☆

【小学生～中高生年代】子どもの成長環境の充実

目標像　学童クラブと学校応援団ひろば事業を一体的に運営し、すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備

取組の内容	需要見込み (R1 年度)	供給計画値 (R1 年度)	供給実績 (R1年度末見込み)	達成度
学童クラブの受入枠拡大	5,780 人	5,816 人	5,784 人	★★★★★

トピックス 23 区「子育てしやすい街」No. 1 に選ばれました！

平成 28 年４月、不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」調べによる「子育てしやすい街ランキング」において、練馬区が第１位に選ばれました。

ランキングは 23 区を対象としており、評価方法として、保育園数など待機児童に関わる項目や都市公園の数、犯罪の少なさ等の 8 項目から得点を算出しています。

練馬区は、保育園数とその定員数が多いこと、光が丘公園や石神井公園など、公園の数が多いことが高評価となった要因です。また、小児科の数も多く、すべての項目が平均を上回っていました。

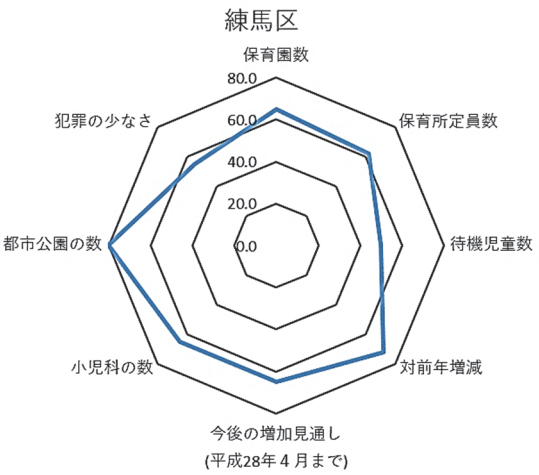

ランキングで１位となった練馬区は、「ママにとって公私共に充実した暮らしを送ることが期待できる」と評価されました。

また、平成 28 年７月、総合情報ニュースサイト「マイナビニュース」調べによる「家族で暮らしやすそうな区」に、練馬区が第２位に選ばれました。

マイナビニュース会員 300 名（東京都在住者限定）に、東京 23 区で「最も家族で暮らしやすそうな区」を聞いた調査結果[1]で、14.0%の方が練馬区と回答しました。

その理由として、「住宅街もあり、適度に都会と田舎のいいところを持ち合わせているから」、「都心へのアクセスがいい上に自然環境もいい」等が挙げられています。

練馬区は今後も、子育てしやすく、暮らしやすい街No.1を目指していきます。

[1] 調査時期…平成 28 年４月 26 日～平成 28 年６月３日、調査方法…インターネットログイン式アンケート

第４章　取組の視点と方向性

1　計画の基本目標と方針

第１期計画に引き続き子どもの発達段階と発育環境への視点を重視し、計画の目標と方向性を踏襲して、各事業の量・質の更なる向上によって施策の拡充を図ります。

基本目標

安心して子どもを産み育てられ、
子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます

基本方針

妊娠・出産期～	子どもと子育て家庭の支援の充実
乳児～幼児期	子どもの教育・保育の充実
小学生～中高生年代	子どもの成長環境の充実
支援を必要とする子どもや家庭への取組	

方向性

- 保護者が安心して子育てを行えるように相談体制を充実します
- 教育・保育サービスを更に充実させ、保育所待機児童を解消します
- すべての小学生が安心して放課後を過ごすことのできる居場所をつくります
- ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援します
- 東京都や関係機関と連携した子育て支援体制の仕組みをつくります

2　４つの目標

第２章および第３章で述べた区を取り巻く現状と令和元年度までの取組を踏まえ、区における子ども・子育ての目標として以下の４点を掲げます。

目標１：子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や負担を感じたり、孤立感を抱く保護者が増加傾向にあります。

保健相談所では、妊婦全員面談や乳児家庭全戸訪問など相談体制の充実を図ってきましたが、３歳児健診以降は相談が途切れてしまうケースがあり、関係機関相互の連携したサポート体制が求められています。

子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭の総合相談を実施していますが、場所が限られており、小さな子どもを抱えた家庭からは「もっと近い場所で相談できないか」という声が寄せられています。より身近な相談窓口の更なる充実が課題となっています。

目標２：子育てのかたちを選択できる社会の実現

区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、練馬こども園を創設するとともに、待機児童ゼロ作戦を展開し、全国トップレベルの保育所定員増を実現してきました。今後も、幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加への対応を含め、保育サービスを拡充していくことが必要です。

家庭での子育てを望む家庭に対しては、親子が気軽に交流できる場や一時的に子どもを預けられるなど子育て支援サービスの充実が必要です。

目標３：すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

女性の社会進出に伴い、学童クラブの入会希望者が増え、待機児童が発生しています。今後も入会希望者の増加は続くものと見込まれており、その対策が求められています。

就労家庭のみならず、すべての児童にとって、放課後に自主的な遊びと体験を通じて社会性を育むことができる、安全な居場所が必要です。

また、放課後等の児童の安全を地域全体で見守っていくため、放課後の児童の様子等を関係者で構成する協議会等を通じ、利用者や地域住民に周知していくことが課題となっています。

目標４：ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

複雑な課題を抱えるひとり親家庭や生活困窮世帯等への自立の支援については、専門的な相談体制の充実や早期のサポートにつなげていく仕組みが欠かせません。

また、深刻化する児童虐待等への対応は、子ども家庭支援センターの充実・強化とともに、東京都の広域的・専門的な支援との連携を更に強めていく必要があります。

第５章　子ども・子育て支援施策の具体的な展開

１　子どもと子育て家庭の支援の充実

目　標

子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実します。

重点取組

（１）母子健康電子システムの構築および電子母子健康手帳の導入

妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを実現するためには、子どもの発達や健康状態等を適切に把握し、関係部署が情報共有する仕組みが必要です。

国による母子保健情報の電子化の動きを注視しながら、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の健診情報等を電子化する「母子健康電子システム」を構築します。電子化した情報は、本人または保護者が閲覧できるようにします。あわせて居住する地域にかかわらず、どの保健相談所でも健診や相談を受けられる仕組みを作ります。また、本人や保護者の同意の下、必要な場合は関係部署間で情報を共有、連携し、子どもの成長段階に合わせて切れ目なくサポートします。システムの構築とあわせて、電子母子健康手帳の導入についても検討します。

（２）乳幼児親子の身近な相談場所の拡充

乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、子ども家庭支援センター等で実施する子育てのひろば「ぴよぴよ」や民設子育てのひろば[1]に加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」にも相談員を配置します。児童館の子育て支援機能を強化するため「にこにこ[2]」にも相談員を配置します。また、発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば[3]」は区内５か所の子ども家庭支援センターで原則毎月２回実施し、身近で相談できる環境を整備します。

（３）成長発達にかかわる相談サポート体制の充実

発達に心配のある子どもには、乳幼児健診や子育て相談などの機会をとらえて、できるだけ早期からかかわることが重要です。発達障害の早期発見を目的として、社会性や言語、認知等の発達段階を把握する問診票を１歳６か月児健康診査に導入します。その結果、障害の程度が比較的軽度の子どもについては、引き続き支援を行うため、保健相談所に新たに心理相談員を配置します。より専門的な支援が必要と判断された場合には、こども発達支援センターなど、個々の状況に合った医療や療育、福祉サービスにつなぎます。

---

[1] 子育てのひろば…乳幼児とその保護者が自由に来室し、親子で楽しく遊んだり保護者同士で交流ができる集いの場
[2] にこにこ…学童クラブ室の小学生がいない時間帯を活用した子育てのひろば
[3] のびのびひろば…月２回実施（４か所）、月１回または２回実施（１か所）

その他の主な取組

（１）妊娠届出時の面談、妊婦訪問

妊娠届出に基づき母子健康手帳などを交付し、すべての妊婦との面談を実施し早期からの支援を行います。妊娠や出産について心配のある方には、助産師・保健師が訪問します。

（２）妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、費用の一部を公費負担します。受診票は都内の契約医療機関と埼玉県の一部の契約医療機関で使用できます。

※54 ページに年度別の計画を記載

（３）育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助等を必要とする方に、区が契約した事業者を通じてホームヘルパーを派遣します。妊娠期から子どもが２歳になった月の末日まで利用可能です。

（４）こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

出生通知票をもとに、生後４か月までの子どもがいる全世帯を助産師・保健師が訪問します。子どもの体重測定や健康状態の確認、母親の体調や育児相談、子育てサービスの情報提供を行います。

※54 ページに年度別の計画を記載

（５）乳幼児健康診査

乳児および幼児に対し、月齢や年齢に応じて健康診査や子育て相談を行い、乳幼児の健康の保持および増進を図ります。

（６）産後ケア事業

助産師のいる施設での母子ショートステイ（宿泊）や母子デイケア（日帰り）、早期訪問（助産師による家庭訪問）により、乳房ケア、授乳相談、沐浴や沐浴指導、育児相談等を受けることができます。対象は、出産直後の産婦と乳児で、育児に不安が強い方、産後に家族などから支援を受けられない方で、母子ともに医療的な処置の必要がない方です。利用期間は、母子ショートステイと母子デイケアが生後４か月未満まで、早期訪問が生後 1 か月未満までです。

（７）妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー（利用者支援事業）

子育てに関する何でも相談に対応し、必要に応じて他の専門機関へ橋渡しを行います。区役所および保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を、区役所および子ども家庭支援センター（練馬駅北分室・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を配置します。

※50・51 ページに年度別の計画を記載

（８）子育てスタート応援券

出産・転入されたご家庭に「育児支援ヘルパー事業」、「助産師ケア事業」、「ファミリーサポート事業」、「乳幼児一時預かり事業」等に利用できる子育てスタート応援券を８枚送付しています。応援券は子どもが２歳になった月の末日まで利用できます。

（９）多胎児家庭へのサポート

多胎児家庭の育児負担の軽減を図るため、育児等のサポート体制の充実について検討します。

（10）外国人保護者の相談支援の充実

保健相談所に、多言語翻訳ソフト等のツールを導入し、外国人保護者の相談に的確に対応します。

（11）民間子育て支援団体の育成

地域の子ども家庭支援センターの施設等を活用し、NPO等地域で子育て支援活動をしている団体の活動を支援します。

（12）ワーク・ライフ・バランスの推進

事業者向けのワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを実施するとともに、区内産業経済団体等と連携した事業者向けの情報発信を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの成功事例の紹介やモデルとなる企業認証制度の導入など、区内に多い小規模事業者に適した啓発事業の実施を検討します。

（13）子育て情報の提供

練馬区の子育て情報を１冊にまとめた「ねりま子育て応援ハンドブック」を発行しています。妊娠中から子育て中に知っておきたい制度や各種手続き、相談窓口、保育施設の案内等をまとめた冊子で、母子健康手帳を交付する際に配付します。また、民間子育て支援情報のポータルサイト「ねりこそ@なび」や、子育てサポートメール等においても、子育て支援情報を提供します。

（14）児童手当[1]・第３子誕生祝金[2]の支給、子ども医療費の助成[3]等

児童手当・第３子誕生祝金の支給や子ども医療費の助成等により、子育て世帯の経済的な支援を行います。

（15）ブックスタート事業

４か月児健診の対象となる乳児と保護者を対象に、区立図書館で絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうたの紹介などを行います。絵本２冊とおすすめの絵本リストも配付します。

[1] 児童手当…中学校修了前の児童の保護者に対して、手当を支給する。支給額は子どもの年齢等により異なる。
[2] 第３子誕生祝金…区独自の制度として、第３子が誕生した世帯に祝金を支給する。
[3] 子ども医療費の助成…子どもに係る医療費の健康保険の自己負担分を助成する。

2　子どもの教育・保育の充実

目　標

子育てのかたちを選択できる社会の実現

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

重点取組

（1）家庭での子育て支援サービスの充実

親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまぴよぴよ」を増設し、発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」は原則毎月 2 回実施します。また、親子の外遊び事業として、憩いの森など大きなフィールドを活用した事業「おひさまてくてく」を実施します。

保護者がリフレッシュしたい時など、理由を問わずに乳幼児を短時間預かる乳幼児一時預かり事業の利便性を向上するため、インターネット予約システムを導入します。

指　標

●子育てのひろば（地域子育て支援拠点事業）の実施か所数

現状値（令和元年度）	目標値（令和 6 年度）
27 か所	30 か所

※52 ページに年度別の計画を記載

（2）「練馬こどもカフェ」の充実

民間カフェと協働し、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する場として、「練馬こどもカフェ」を実施します。カフェ店内のスペースを活用して、地域の幼稚園教諭や保育士等が保護者向けの子育て講座、育児相談や乳幼児向けの教育サービス等を実施し、在宅子育て世帯を支援します。今後、地域の状況等に応じて、実施店舗を拡大します。

（３）保育サービスの拡充

幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加への対応を含め、保育サービスの更なる拡充を図ります。また、家庭的保育事業等における連携施設を確保し、いわゆる「３歳の壁」に対する保護者の不安を解消します。

指　標

●教育・保育施設の定員

現状値（令和元年度）	目標値（令和６年度）
28,901 人	31,710 人

※39～47 ページに年度別の計画を記載

（４）「練馬こども園」の充実

区独自の幼保一元化施設として、通年（春・夏・冬休みを含む）で９時間から 11 時間の預かり保育や０～２歳児の預かり保育を行う「練馬こども園」を拡大します。将来的には、区立幼稚園や保育所についても「練馬こども園」として認定し、練馬区ならではの幼保一元化を目指します。

指　標

●幼稚園の長時間預かり保育の定員

現状値（令和元年度）	目標値（令和６年度）
536,491 人日	557,761 人日

※39 ページに年度別の計画を記載

（５）小学校就学前からの切れ目のない取組

幼児教育・保育、在宅子育ておよび小中学校教育を教育委員会が一元的に所管している区の特性を生かし、小学校就学前から切れ目のない取組を展開します。

乳幼児期から小学校への学びの連続性が確保されるよう、幼稚園・保育所・小学校の教員や保育士が積極的に情報交換を行い、相互理解を深めます。保護者に対し、子育て情報の周知と子育てに関する啓発を行うなど家庭教育を支援します。

その他の主な取組

（１）一時預かり事業（保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等）

保護者がリフレッシュしたい時など理由を問わず利用できる一時預かり事業です。子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、保健相談所の部屋を活用したファミサポホーム等でお預かりします。

※53 ページに年度別の計画を記載

（２）子どもショートステイ（子育て短期支援事業）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、施設で短期間一時保育します。また、保護者に育児疲れや育児不安のある家庭の子どもを最長 14 日間預かる要支援家庭を対象としたショートステイ事業も実施します。

※55 ページに年度別の計画を記載

（３）延長保育事業等

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に行う延長保育を拡充します。また、日曜日と祝祭日に行う休日保育も拡充します。

※48 ページに年度別の計画を記載

（４）病児・病後児保育事業

保育所などに通う子どもが、病気の回復期で集団保育が難しい期間や、病気の回復期には至らないものの、当面急変の恐れのない期間に、一時的に子どもを保育します。

※49 ページに年度別の計画を記載

（５）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保護者に選択できる多様な保育サービスを提供するため、多様な事業者の参入を促進します。新規開設保育所や認可外保育施設、委託運営の区立保育所を対象に、区立保育所園長経験者等による巡回支援を行い、保育の質の維持・向上を図ります。

※50 ページに年度別の計画を記載

（６）保育サービスの向上・安全確保

区内の保育施設に対して、ICT 導入経費の補助を行うことにより、保護者とのコミュニケーションの円滑化を図ります。また、ベビーセンサー・無呼吸アラーム等の安全対策機器導入に要する経費の補助を行い、睡眠中の事故防止を図ります。

（７）保育士の人材確保・育成

区内の保育施設で働く保育士などを対象とした研修を充実します。ハローワークとの共催による就職セミナーおよび就職相談・面接会なども実施します。また、職員の賃金改善に要する経費の補助や、職員の宿舎借り上げ支援、保育士資格の取得に要する費用の助成を行い、保育士の人材確保を促進します。

（８）実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対し、副食材料費に係る補足給付を行います。

（９）ねりまイクメン講座

父親が育児や家事に積極的に関わることができるよう、育児や家事について学ぶ機会を提供し、父親同士や子どもとの交流を促進します。講座の企画・運営は、地域で活動する団体に委託します。

（10）子育て学習講座

子育て、家庭教育および子どもの教育に関する学習の場と機会を広く区民に提供し、家庭および地域の教育力を高めるため、地域で活動する団体に講座の企画・運営を委託します。

（11）よみきかせ・おはなし会

幼児から小学生を対象に、図書館職員やボランティアが子どもたちの読書への興味や関心を引き出すため、絵本や紙芝居の読み聞かせ、ストーリーテリング[1]などを行います。

[1] ストーリーテリング…本等を使わずに話し手が物語を覚えて語り聞かせること。素話（すばなし）ともいう。

3　子どもの成長環境の充実

目　標

すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を全小学校内に整備します。

重点取組

（1）ねりっこクラブの全小学校での実施と充実

学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。急増する学童クラブの入会希望への対応も検討します。また、ねりっこクラブ運営協議会等を通じ、利用者や地域に放課後の事業や児童の様子等を周知します。

指　標

●放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の受入枠

現状値（令和元年度）	目標値（令和６年度）
5,784 人	8,715 人

※56・57 ページに年度別の計画を記載

（2）夏休み居場所づくり事業の拡充

放課後だけでなく、夏休みなどの長期休業期間中も、小学生にとっての安全な居場所が求められています。「ねりっこクラブ」への移行や学童クラブの待機児童の状況に応じて、夏休み居場所づくり事業の実施校を拡大します。

（3）キッズ安心メール[1]の利用拡大

ねりっこクラブ、学童クラブ、児童館等で利用されている「キッズ安心メール」について、更に保護者が安心できるよう学校応援団ひろば室へも設置します。

[1] キッズ安心メール…利用登録をした児童が、学童クラブ、児童館等の施設を利用する際に IC カードをカードリーダーにかざすと、来館・退館した旨のメールが保護者の携帯電話等に送信されるシステム

その他の主な取組

（１）児童館等機能の見直し

小学生の居場所となる「ねりっこクラブ」の拡大に合わせ、児童館等の機能を見直します。

① 中学生・高校生向け事業を充実します。

② 学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」へ相談員を配置し、乳幼児と保護者向けのサービスを充実します。

③ 地域の子育て関連施設や地域のイベントで出前児童館を開催し、地域における子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化します。

（２）教育相談

子どもや保護者が、より身近なところで教育相談を受けることができるよう関係機関との連携を進めます。また、不登校児童・生徒が学習支援を受けることができる体制を充実します。

都と区における「東京都公立学校スクールカウンセラー派遣に関する協定書」により、全小中学校にスクールカウンセラーと、その職務を補完する心のふれあい相談員を配置します。

（３）学校安全対策の拡充

区の内外において児童・生徒等が犠牲となる痛ましい事件・事故が頻発しており、更なる学校安全対策の拡充が求められています。保護者や地域の方々を交えた子どもの見守り・安全講習会や通学路等安全点検に加え、民間警備員の派遣などの取組を進めます。

（４）子供安全学習教室

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学ぶとともに、大人が子どもの安全に関する知識を習得するため、地域で活動する団体に講座の企画・運営を委託します。

（５）情報教育推進事業

情報機器や情報通信ネットワークが普及していく中で、情報を正しく判断し、自ら情報を発信していく能力（情報リテラシー）を育成します。

（６）本の探検ラリー

子どもたちの読書への興味や関心を引き出すため、本の内容や情報を題材にしたクイズを、本の中から答えを探して解き明かす参加型イベントを図書館や小学校、中学校で開催します。

4　支援を必要とする子どもや家庭への取組

目　標

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

誰もが未来に希望を持って生活できるよう、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた支援を充実します。

重点取組

（1）ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

平成 29 年度から開始した「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」により、相対的な貧困率が高いひとり親家庭を対象に、「生活」「就労」「子育て」の３つの支援を組み合わせて提供します。総合相談窓口で様々な相談に応じるほか、各種支援事業を行います。

離婚手続きや養育費、親権問題などに専門的なアドバイスを行うための弁護士による法律相談を行うとともに、出張相談により、小さな子どもを抱えるひとり親など相談に来ることが難しい家庭を早期段階からサポートします。また、不動産団体と連携して、ひとり親家庭の民間賃貸住宅への入居を支援します。

（2）生活保護受給世帯等の子どもに対する支援の充実

生活保護受給世帯等の子どもの状況を的確に把握し、学習環境や生活習慣を改善するため、家庭訪問を行う子ども支援員の体制を強化します。また、将来の自立した生活につなげられるよう、課題を抱える子どもの学習支援や居場所確保を行う支援拠点を増設します。

（3）重度障害児等への支援の充実

こども発達支援センターの職員による、居宅訪問型児童発達支援[1]および保育所等訪問支援[2]を開始し、障害児の発達状況に応じた支援を充実します。また、医療的ケアを要する重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業者に対し、適切な支援と運営の安定化のため、補助制度を創設します。

（4）新しい児童相談体制の構築

子どもたちの福祉の向上のためには、区による地域に根差したきめ細かい支援と東京都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせた新たな仕組みが必要です。都区共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点[3]」を子ども家庭支援センターに設置し、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。子ども家庭支援センターでは、地域のきめ細やかな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポート、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。また、都区の連携のもと、一時保護された子どもの実態を分析するとともに、「一時保護までいかない子ども」などへの対応も検討します。

---

[1] 居宅訪問型児童発達支援…外出困難な重度障害児の居宅を訪問し、療育を行う。
[2] 保育所等訪問支援…幼稚園や保育所等を訪問し、障害児が集団生活に馴染めるよう支援する。
[3] 練馬区虐待対応拠点…都児童相談所の職員が定期的および必要時、虐待通告に基づく家庭訪問や子ども家庭支援センターとの情報共有・合同調査、児童・保護者面接等の業務を行う。

（５）子どもへのサポート体制の充実

不登校児童・生徒への支援として、適応指導教室・居場所支援事業の実施場所を拡大します。生活困窮世帯を対象に実施している「中３勉強会」は従来の「勉強会」に加えて、学習支援員を配置した学習室での自学自習の機会を増やします。

また、従来の特別支援学級（知的・言語・難聴・弱視）に加え、平成 31 年４月に全区立小中学校への開設を完了した特別支援教室により、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な教育の場と機会を提供し、特別支援教育の更なる充実に取り組みます。医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入れ体制も充実します。

その他の主な取組

（１）養育支援訪問事業（児童虐待防止対策事業）

児童福祉法に基づく地域協議会（練馬区要保護児童対策地域協議会）において支援が必要と判断された家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することにより養育状況の改善を図ります。

※養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業を経て、支援が必要な世帯に対して訪問するものであり、対象は乳児家庭全戸訪問事業の需要量に含まれるため、単独での年度別需給計画は設定しません。

（２）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等への適切な保護および支援を行うため、練馬区要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組みます。地域協議会の運営においては、子ども家庭支援センターが中核となり、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関、区民の幅広い協力体制を構築するとともに、構成員の専門性強化に取り組み、児童虐待防止対策を推進します。

※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、養育支援訪問事業を経て、支援について関係機関と協議するものであり、対象は乳児家庭全戸訪問事業の需要量に含まれるため、単独での年度別需給計画は設定しません。

（３）小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児・医療的ケア児への保育等の充実

① おおむね中・軽度の障害があり、集団保育が可能な児童を認可保育所で受け入れ、児童の発達を支援します。巡回支援や研修を充実し、障害児保育のノウハウ向上を図ります。

② 幼稚園や園児の保護者に適切な支援を行うとともに、私立幼稚園における障害児の受入れに対する補助の充実を図り、インクルーシブ教育を推進します。

③ おおむね中・軽度の障害があり、適切な保育および支援ができる児童を区立学童クラブ（ねりっこ学童クラブを含む）で受け入れ、児童の成長発達を支援します。専門指導員による巡回指導や研修も実施します。

④ 区立の小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおいて、たんの吸引・経管栄養・導尿等が安全に実施できる児童を対象に医療的ケアを行います。

（４）すまいるねりま遊遊スクール

主に知的障害のある小中学生および保護者もしくは介助者を対象に、子どもの居場所づくりおよび精神面での成長・発達を目的として、地域で活動する団体に講座の企画・運営を委託します。

トピックス　生活困窮世帯等への支援の重要性　～貧困の連鎖を断つ～

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」として位置づけています。生活困窮世帯やひとり親家庭等の自立を支えていくためには、各世帯が抱える多様な課題や個々の状況に応じた、きめ細やかなサポートが重要です。

誰もが未来に希望を持って生活できるよう、生活困窮世帯やひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実し、世代を超えた貧困の連鎖を断つ取組を実施していきます。

1　背景

戦後すぐの日本には、衣食住のすべてが足りない絶対的貧困が存在しました。高度経済成長を経て目覚ましい発展を遂げ、今では名目GDP世界第３位の経済大国です。しかし近年、日本は先進国の中でも極めて貧しい国だと指摘されることが多くあります。これは相対的貧困と絶対的貧困を混同した議論です。相対的貧困率とは、国ごとの全国民の所得の中央値の半分未満しかない人々の割合を示すもので、所得格差に注目した指標です。相対的貧困率を単に他国との比較に用いると極めて不正確な結果と誤解を招くことに注意が必要です。

そのような中、平成 25 年６月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、これまで様々な対策が進められてきた結果、子どもの貧困率をはじめとする多くの指標で改善が見られています。しかしながら、現場には、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の状況は依然として厳しい状況です。

2　練馬区の現状

平成 28 年、区内におけるひとり親家庭が必要とする具体的な支援ニーズや現在の支援事業の改善すべき課題を把握するため「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施しました。

（１）【生活】養育費の取り決め

ひとり親家庭の 51%において、養育費の取り決めがされていませんでした。

養育費は子どもが経済的・社会的に自立するまでの生活や教育に必要な費用であり、子どもの生活を保障する、ひとり親家庭にとって重要なものです。

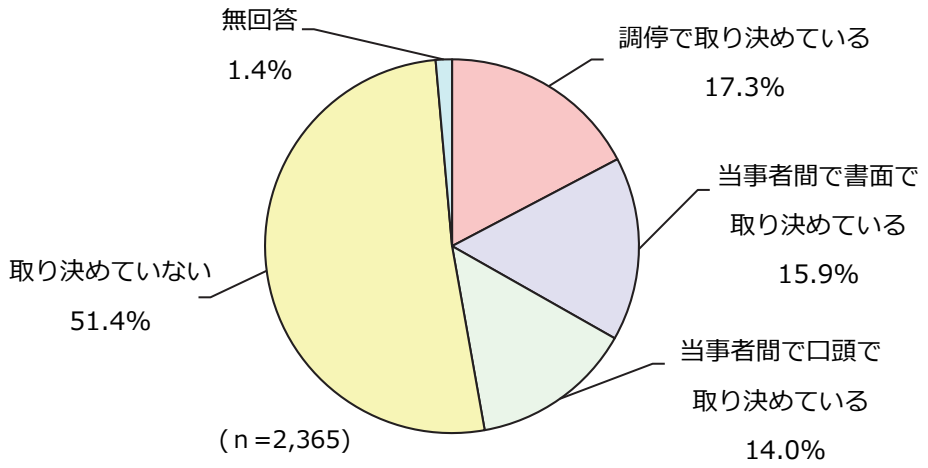

（２）【就労】「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」で取得したい資格・技能

ひとり親家庭の 49%が社会福祉士等の資格取得を希望しています。国家資格等を取得し就労することで、安定した収入の確保が見込まれます。

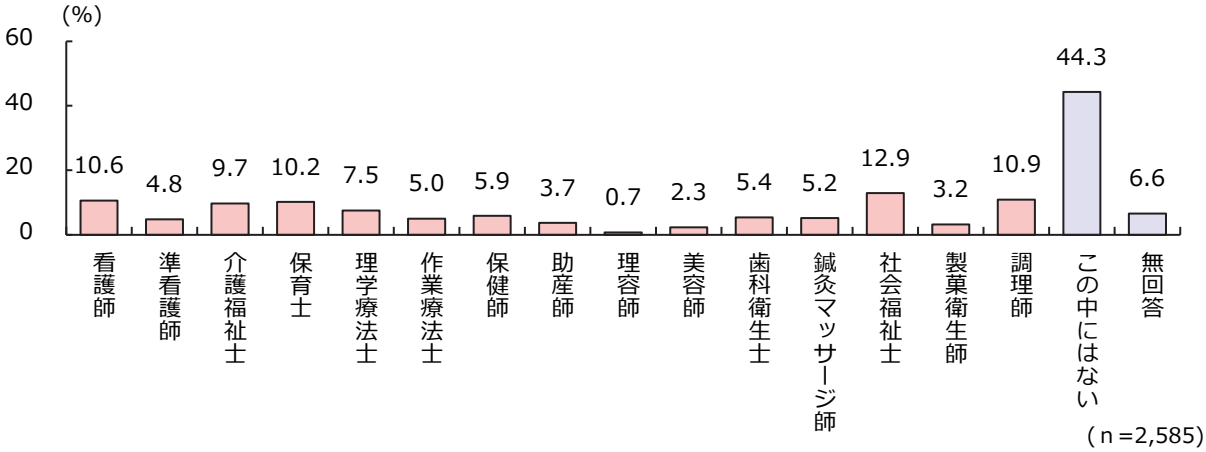

（３）【子育て】子育ての悩み、子どもに関する悩み

子育てについての悩みは「子どものしつけ・教育」が 49%、子どもに関する悩みは「子どもの進学」が 57%となっています。生活や就労で多忙なひとり親家庭は、子どもの教育や親子のコミュニケーション不足など多くの悩みを抱えています。

●子育てについての悩み

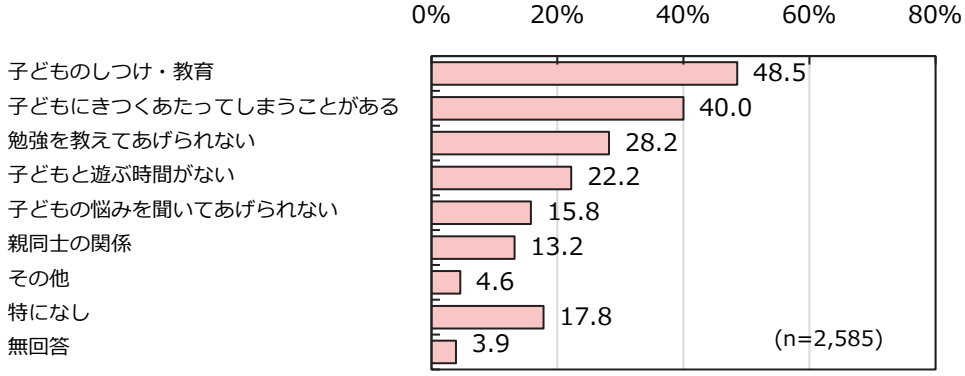

●子どもに関する悩み

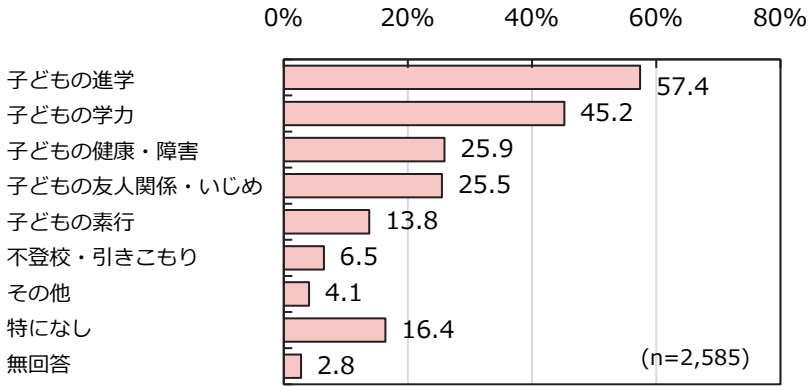

練馬区はひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援していきます。

5　青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組

青少年・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、若年無業者（ニート）やひきこもりなど、若者の自立をめぐる問題や有害情報の氾濫などが深刻化しています。区は、次代の社会の担い手である青少年・若者の健やかな成長のため、様々な取組を行います。

重点取組

（1）若者サポートステーション

働くことに悩みを抱える若者に対し、就労に向けた支援を行います。区独自に、メンタル相談のほか、ヤング応援就職面接会事前セミナー、資格取得を目指した講座、体験就労・ボランティア体験、保護者に対するセミナー等を行い、若者の自立を支援します。また、ひきこもりに対応するため、支援が必要な若者に対し、関係機関と連携して支援する体制を整えます。

（2）青少年育成地区委員会事業

区内 17 か所の青少年育成地区委員会において、地域の特色を生かした事業を行います。

野外活動	スポーツ	文化事業	地域交流
キャンプ	キャッチバレーボール	音楽祭	地区祭
ハイキング	バドミントン	カルタ大会	地域の清掃活動
川遊び	サッカー・野球	折り紙教室	環境パトロール
飯ごう炊さん	スケート教室	自転車安全教室	ボランティア体験
潮干狩り	なわとび記録会	中学生意見発表会	うどん作り
いも堀り　など	ボウリング　など	救命救急講習　など	もちつき大会　など

（3）ジュニアリーダー養成講習会

小学５年生から中学３年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成します。

（4）青年リーダー養成事業

ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した 15～23 歳を対象に、青年リーダーを養成します。青年リーダーには、ジュニアリーダー養成講習会での指導のほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域活動への自主的な参加、協力を働きかけます。

（5）「地域活動スタッフ」事業

ジュニアリーダー養成講習会修了者に地域活動実践の機会を提供し、ボランティアとして、成人の日のつどいなど区の様々な事業への自主的な参加を働きかけます。

その他の主な取組

（１）青少年活動および学習機会の場の提供

① 子ども議会

子どもたちが普段から物事に問題意識を持ち、具体的に考える習慣を身に付け、自分たちで解決策をみつける力を磨くことを目的に、中学生を対象とした「練馬子ども議会」を実施します。子ども議員として日頃思っている意見や疑問を発表し、区政に反映させる機会をつくることにより、区政や区議会、選挙の仕組みについての関心・理解を深めます。

② ねりま遊遊スクール

子どもと保護者を対象に、休日や放課後などの余暇時間を活用して学習・体験できる講座を実施します。子どもと地域における子どもの居場所をつくるとともに、子どもが自ら学び考える機会を提供します。

③ 青少年館各種講座等事業

青少年等を対象に教養講座を実施します。児童劇団や心身障害者青年学級の運営、余暇活動等への支援を行います。

また、青少年館は、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。

（２）青少年の健全で安全な社会環境づくりと非行防止推進事業

① 青少年問題協議会

青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策に必要な重要事項の調査・審議を行います。また、区の青少年事業の柱となる青少年育成活動方針を策定します。

② 練馬区子どもたちを健やかに育てる運動（健やか運動）

すべての区民が青少年の健全育成について認識を深め、地域、学校および区が一体となって非行防止を推進します。「健やか運動」協力店に対し、子どもたちへの呼びかけ等を依頼します。「夕べの音楽」の放送や健やかカレンダーの作成等を行います。

③ 青少年を取り巻く環境実態調査

成人向け雑誌自動販売機等、青少年の健全な成長に好ましくない影響を与える恐れのある地域環境の実態を調査します。

④ 社会を明るくする運動

青少年の非行防止と更生の援助を中心とする運動です。保護司を中心とした青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、フェスティバルとつどいを行います。

⑤ 地域における子どもたちの安全

子どもたちを犯罪から守るため、「子ども防犯ハンドブック」の配布や、子どもたちの緊急避難所事業を実施する PTA 等地域団体への「ひまわり110番」標示板の提供等を行います。

（参考）子ども・子育て支援施策の一覧

本計画に掲載する子ども・子育て支援施策を子どもの発達・発育の段階と照らし合わせて整理した表は、以下のとおりです。

	【妊娠・出産期】	【乳児～幼児期】	【小学生～中高生年代】
相談・訪問支援	妊婦全員面談・訪問 **妊婦健康診査** 育児支援ヘルパー事業 母子健康電子システム、電子母子健康手帳 **妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー （利用者支援事業）** 多胎児家庭へのサポート 外国人保護者の相談支援	産後ケア事業 **乳児家庭全戸訪問事業** 乳幼児健康診査 教育相談	
親子支援	民間子育て支援団体の育成 ワーク・ライフ・バランスの推進	子育てスタート応援券 児童手当・第３子誕生祝金・子ども医療費助成 ねりまイクメン講座 子育て学習講座	
居場所	児童館	練馬こどもカフェ ねりま遊遊スクール **子育てのひろば(地域子育て支援拠点事業)** にこにこ 外遊びの事業	キッズ安心メール 夏休み居場所づくり事業 ねりっこクラブ
定期的な教育・保育サービス		**教育・保育施設の定員拡大** 練馬こども園 **延長保育事業** **多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業** 保育サービスの向上・安全確保 保育士の人材確保・育成 **実費徴収に係る補足給付を行う事業**	**放課後児童健全育成事業**
一時的な保育サービス		**病児・病後児保育事業** **幼稚園預かり保育** **一時預かり事業（保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等）** **子どもショートステイ（子育て短期支援事業）**	
支援を必要とする子どもや家庭への取組	ひとり親家庭自立応援プロジェクト	**児童虐待への対応 （養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）** こども発達支援センターでの障害児支援 のびのびひろば 保育園・幼稚園での障害児保育 保育園・幼稚園での医療的ケア 成長発達に関わる相談サポート体制	不登校対策事業 中3勉強会 区立小中学校・学童クラブでの障害児保育 区立小中学校・学童クラブでの医療的ケア 特別支援教育 すまいるねりま遊遊スクール 生活保護受給世帯等の子どもへの支援
その他	子育て情報の提供 （ねりま子育て応援ハンドブック、ねりこそ@なび）	幼保小連携推進事業 ブックスタート事業、よみきかせ・おはなし会 子供安全学習講座	本の探検ラリー 学校安全対策の拡充 情報教育推進事業 青少年の健全育成を支援する取組 若者の自立を支援する取組

※青の事業 ▶ は、子ども・子育て支援法による法定事業です。第６章に年度別需給計画を記載しています。
※青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組は、33・34 ページに記載しています。

第６章　法定事業の年度別需給計画

１　子ども・子育て支援法の法定事業

子ども・子育て支援法では、区市町村の子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に係る年度別の需給計画を定めるものとされています。

なお、子ども・子育て支援法で規定されている法定事業は、以下のとおりです。

（１）教育・保育

教育・保育を提供する施設の種別は以下のとおりです。

教育・保育を提供する施設

〇幼稚園　　〇認定こども園（※１）

〇認可保育所　　〇地域型保育事業（※２）

※１　認定こども園法等の国の基準に基づいて設置された教育と保育を一体的に行う施設

※２　以下の４種類があります。

・家庭的保育事業：保育士などの資格のある家庭的保育者（保育ママ）が、家庭的な雰囲気の自宅等で３～５人の子どもを保育します。

・小規模保育事業：定員 19 人までの子どもを保育する小規模な保育施設です。認可基準などが異なるＡ型・Ｂ型・Ｃ型の３類型があります。

・事業所内保育事業：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行います。

・居宅訪問型保育事業：利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、１対１の保育を行います。

教育・保育は以下の区分に分けて整備を行います。

認定区分	年齢区分	どのような場合に該当するか
１号認定	３～５歳	就学前の子どもで主に幼稚園を利用する場合
２号認定	３～５歳	就学前の子どもで保育が必要な場合
３号認定	０歳	
	１、２歳	

（２）地域子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業
② 病児・病後児保育事業
③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
④ 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー）
⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）
⑥ 一時預かり事業
⑦ ファミリーサポートセンター事業
⑧ 妊婦健康診査
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
⑩ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑪ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
⑫ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

※年度別需給計画において、⑦ファミリーサポートセンター事業は、⑥一時預かり事業に含めています。
※⑩養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）で、支援が必要とされた世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。
※⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

2　区域の設定

国の基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などを総合的に勘案して、事業ごとにサービスを提供する区域（教育・保育提供区域）を定める必要があるとされています。

区では、児童福祉を含む多くの福祉サービスが総合福祉事務所の区域を単位として実施されているため、本計画では４つの総合福祉事務所管轄区域を基本として、各事業の実態に応じた教育・保育提供区域を設定します。総合福祉事務所管轄単位の区域設定のイメージ図および事業ごとの教育・保育提供区域については以下のとおりです。

事業名		教育・保育提供区域
教育・保育		総合福祉事務所管轄単位（４区域） ※教育（１号認定）は、区全域（１区域）とします。
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業 病児・病後児保育事業 一時預かり事業 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー） 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）	総合福祉事務所管轄単位（４区域）
	幼稚園預かり保育 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 子育て短期支援事業（子どもショートステイ） 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	区全域（１区域）

3　年度別需給計画

（1）教育・保育

①　教育

＜1 号認定＞

就学前の教育・保育のうち、主に幼稚園での教育（３～５歳）に関する事業です。

【第１期計画】　※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	10,449	10,707	9,688	9,918	10,011
供給量（定員数）実績	人	11,597	11,197	11,087	11,012	10,867

【計画目標（区全域）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人	9,341	9,108	8,916	8,850	8,909
供給量（定員数）	人	10,822	10,822	10,822	10,822	10,822
過不足(供給量－需要量)	人	1,481	1,714	1,906	1,972	1,913

＜幼稚園預かり保育＞

保育が必要な在園児（３～５歳）を対象に、幼稚園教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間に、幼稚園で保育する事業です。

【第１期計画】　※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人日	307,446	306,438	362,007	370,818	374,098
供給量（定員数）実績	人日	387,984	450,496	444,855	498,521	536,491

【計画目標（区全域）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人日	387,785	391,456	395,224	398,051	401,355
供給量（定員数）	人日	548,761	553,261	557,761	557,761	557,761
過不足(供給量－需要量)	人日	160,976	161,805	162,537	159,710	156,406

② 保育

就学前の教育・保育のうち、保育を必要とする子ども（０～５歳）に関する事業です。

＜３号認定（０歳）＞

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	1,318	1,303	1,422	1,476	1,524
供給量（定員数）実績	人	1,334	1,349	1,414	1,488	1,551

【計画目標（区全域）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人	1,563	1,587	1,618	1,636	1,640
供給量（定員数）	人	1,626	1,677	1,720	1,764	1,769
認可保育所	人	1,278	1,329	1,377	1,425	1,431
地域型保育事業	人	216	216	211	207	206
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	17	17	17	17	17
認証保育所等	人	115	115	115	115	115
過不足(供給量－需要量)	人	63	90	102	128	129

【計画目標（区域別）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	430	434	436	439	441
供給量（定員数）	人	457	460	463	475	481
認可保育所	人	342	345	351	363	369
地域型保育事業	人	79	79	76	76	76
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	7	7
認証保育所等	人	29	29	29	29	29
過不足(供給量－需要量)	人	27	26	27	36	40
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	476	493	511	519	520
供給量（定員数）	人	484	502	514	525	525
認可保育所	人	409	427	439	451	451
地域型保育事業	人	52	52	52	51	51
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0	0
認証保育所等	人	23	23	23	23	23
過不足(供給量－需要量)	人	8	9	3	6	5
◆石神井地区						
需要量見込み	人	417	423	435	446	449
供給量（定員数）	人	433	451	467	483	482
認可保育所	人	334	352	370	388	388
地域型保育事業	人	62	62	60	58	57
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	7	7
認証保育所等	人	30	30	30	30	30
過不足(供給量－需要量)	人	16	28	32	37	33
◆大泉地区						
需要量見込み	人	240	237	236	232	230
供給量（定員数）	人	252	264	276	281	281
認可保育所	人	193	205	217	223	223
地域型保育事業	人	23	23	23	22	22
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	3	3	3	3	3
認証保育所等	人	33	33	33	33	33
過不足(供給量－需要量)	人	12	27	40	49	51

＜３号認定（１、２歳）＞

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	5,166	5,278	5,773	6,161	6,345
供給量（定員数）実績	人	4,986	5,332	6,069	6,384	6,643

【計画目標（区全域）】

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み		人	6,517	6,732	6,983	7,040	7,045
供給量（定員数）		人	6,878	7,029	7,135	7,303	7,338
	認可保育所	人	5,609	5,745	5,886	6,062	6,084
	地域型保育事業	人	893	893	873	865	863
	練馬こども園	人	10	10	10	10	10
	企業主導型保育事業の地域枠	人	41	41	41	41	41
	認証保育所等	人	325	340	325	325	340
過不足(供給量－需要量)		人	361	297	152	263	293

【計画目標（区域別）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	1,664	1,712	1,775	1,785	1,790
供給量（定員数）	人	1,832	1,828	1,821	1,865	1,887
認可保育所	人	1,367	1,363	1,372	1,416	1,438
地域型保育事業	人	359	359	343	343	343
練馬こども園	人	10	10	10	10	10
企業主導型保育事業の地域枠	人	11	11	11	11	11
認証保育所等	人	85	85	85	85	85
過不足(供給量－需要量)	人	168	116	46	80	97
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	1,986	2,016	2,072	2,073	2,075
供給量（定員数）	人	2,037	2,103	2,147	2,189	2,189
認可保育所	人	1,741	1,807	1,851	1,895	1,895
地域型保育事業	人	225	225	225	223	223
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	7	7
認証保育所等	人	64	64	64	64	64
過不足(供給量－需要量)	人	51	87	75	116	114
◆石神井地区						
需要量見込み	人	1,865	1,925	1,994	2,024	2,021
供給量（定員数）	人	1,942	1,992	2,017	2,079	2,092
認可保育所	人	1,602	1,637	1,681	1,747	1,747
地域型保育事業	人	224	224	220	216	214
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	17	17	17	17	17
認証保育所等	人	99	114	99	99	114
過不足(供給量－需要量)	人	77	67	23	55	71
◆大泉地区						
需要量見込み	人	1,002	1,079	1,142	1,158	1,159
供給量（定員数）	人	1,067	1,106	1,150	1,170	1,170
認可保育所	人	899	938	982	1,004	1,004
地域型保育事業	人	85	85	85	83	83
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	6	6	6	6	6
認証保育所等	人	77	77	77	77	77
過不足(供給量－需要量)	人	65	27	8	12	11

＜２号認定（３～５歳）＞

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	6,490	6,425	7,974	8,629	9,147
供給量（定員数）実績	人	7,470	8,408	8,818	9,244	9,840

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み		人	9,600	9,692	9,806	9,909	10,110
供給量（定員数）		人	10,332	10,742	11,285	11,631	11,781
	認可保育所	人	8,715	9,114	9,567	9,913	10,063
	地域型保育事業	人	33	33	33	33	33
	練馬こども園	人	1,419	1,509	1,599	1,599	1,599
	企業主導型保育事業の地域枠	人	24	24	24	24	24
	認証保育所等	人	141	62	62	62	62
過不足(供給量－需要量)		人	732	1,050	1,479	1,722	1,671

【計画目標（区域別）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	2,225	2,223	2,219	2,264	2,332
供給量（定員数）	人	2,548	2,607	2,678	2,748	2,804
認可保育所	人	2,199	2,249	2,320	2,390	2,446
地域型保育事業	人	20	20	20	20	20
練馬こども園	人	260	320	320	320	320
企業主導型保育事業の地域枠	人	1	1	1	1	1
認証保育所等	人	68	17	17	17	17
過不足(供給量－需要量)	人	323	384	459	484	472
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	3,001	3,014	3,013	3,044	3,064
供給量（定員数）	人	3,234	3,360	3,485	3,569	3,597
認可保育所	人	2,839	2,965	3,090	3,174	3,202
地域型保育事業	人	11	11	11	11	11
練馬こども園	人	374	374	374	374	374
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0	0
認証保育所等	人	10	10	10	10	10
過不足(供給量－需要量)	人	233	346	472	525	533
◆石神井地区						
需要量見込み	人	2,839	2,913	2,980	3,009	3,088
供給量（定員数）	人	2,910	3,043	3,264	3,400	3,452
認可保育所	人	2,307	2,440	2,601	2,737	2,789
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
練馬こども園	人	550	550	610	610	610
企業主導型保育事業の地域枠	人	23	23	23	23	23
認証保育所等	人	30	30	30	30	30
過不足(供給量－需要量)	人	71	130	284	391	364
◆大泉地区						
需要量見込み	人	1,535	1,542	1,594	1,592	1,626
供給量（定員数）	人	1,640	1,732	1,858	1,914	1,928
認可保育所	人	1,370	1,460	1,556	1,612	1,626
地域型保育事業	人	2	2	2	2	2
練馬こども園	人	235	265	295	295	295
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0	0
認証保育所等	人	33	5	5	5	5
過不足(供給量－需要量)	人	105	190	264	322	302

＜2、３号認定合計（０～５歳）＞

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	12,974	13,006	15,169	16,266	17,016
供給量（定員数）実績	人	13,790	15,089	16,301	17,116	18,034

【計画目標（区全域）】

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み		人	17,680	18,011	18,407	18,585	18,795
供給量（定員数）		人	18,836	19,448	20,140	20,698	20,888
	認可保育所	人	15,602	16,188	16,830	17,400	17,578
	地域型保育事業	人	1,142	1,142	1,117	1,105	1,102
	練馬こども園	人	1,429	1,519	1,609	1,609	1,609
	企業主導型保育事業の地域枠	人	82	82	82	82	82
	認証保育所等	人	581	517	502	502	517
過不足(供給量－需要量)		人	1,156	1,437	1,733	2,113	2,093

【計画目標（区域別）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	4,319	4,369	4,430	4,488	4,563
供給量（定員数）	人	4,837	4,895	4,962	5,088	5,172
認可保育所	人	3,908	3,957	4,043	4,169	4,253
地域型保育事業	人	458	458	439	439	439
練馬こども園	人	270	330	330	330	330
企業主導型保育事業の地域枠	人	19	19	19	19	19
認証保育所等	人	182	131	131	131	131
過不足(供給量－需要量)	人	518	526	532	600	609
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	5,463	5,523	5,596	5,636	5,659
供給量（定員数）	人	5,755	5,965	6,146	6,283	6,311
認可保育所	人	4,989	5,199	5,380	5,520	5,548
地域型保育事業	人	288	288	288	285	285
練馬こども園	人	374	374	374	374	374
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	7	7
認証保育所等	人	97	97	97	97	97
過不足(供給量－需要量)	人	292	442	550	647	652
◆石神井地区						
需要量見込み	人	5,121	5,261	5,409	5,479	5,558
供給量（定員数）	人	5,285	5,486	5,748	5,962	6,026
認可保育所	人	4,243	4,429	4,652	4,872	4,924
地域型保育事業	人	286	286	280	274	271
練馬こども園	人	550	550	610	610	610
企業主導型保育事業の地域枠	人	47	47	47	47	47
認証保育所等	人	159	174	159	159	174
過不足(供給量－需要量)	人	164	225	339	483	468
◆大泉地区						
需要量見込み	人	2,777	2,858	2,972	2,982	3,015
供給量（定員数）	人	2,959	3,102	3,284	3,365	3,379
認可保育所	人	2,462	2,603	2,755	2,839	2,853
地域型保育事業	人	110	110	110	107	107
練馬こども園	人	235	265	295	295	295
企業主導型保育事業の地域枠	人	9	9	9	9	9
認証保育所等	人	143	115	115	115	115
過不足(供給量－需要量)	人	182	244	312	383	364

（２）地域子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に子どもを保育します。

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	6,263	6,227	7,299	7,366	7,400
供給量（定員数）実績	人	6,411	7,328	7,977	8,335	8,856

【計画目標（区全域）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人	6,442	6,383	6,350	6,311	6,312
供給量（定員数）	人	9,895	10,522	11,398	12,217	12,629
過不足(供給量－需要量)	人	3,453	4,139	5,048	5,906	6,317

【計画目標（区域別）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	1,495	1,494	1,496	1,503	1,517
供給量（定員数）	人	2,525	2,650	2,740	2,866	2,950
過不足(供給量－需要量)	人	1,030	1,156	1,244	1,363	1,433
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	1,837	1,821	1,809	1,810	1,809
供給量（定員数）	人	2,759	3,040	3,323	3,594	3,744
過不足(供給量－需要量)	人	922	1,219	1,514	1,784	1,935
◆石神井地区						
需要量見込み	人	2,252	2,228	2,212	2,178	2,167
供給量（定員数）	人	2,937	3,060	3,411	3,631	3,795
過不足(供給量－需要量)	人	685	832	1,199	1,453	1,628
◆大泉地区						
需要量見込み	人	858	840	833	820	819
供給量（定員数）	人	1,674	1,772	1,924	2,126	2,140
過不足(供給量－需要量)	人	816	932	1,091	1,306	1,321

② 病児・病後児保育事業

保育所などに通う子どもが、病気の回復期で集団保育が難しい期間や、病気の回復期には至らないものの、当面急変の恐れのない期間に、一時的に子どもを保育します。

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人日	11,388	11,323	13,596	13,733	13,810
供給量（定員数）実績	人日	12,740	13,000	13,910	14,668	16,640

【計画目標（区全域）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人日	14,739	14,617	14,546	14,466	14,490
供給量（定員数）	人日	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640
過不足(供給量－需要量)	人日	1,901	2,023	2,094	2,174	2,150

【計画目標（区域別）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人日	3,687	3,683	3,687	3,701	3,738
供給量（定員数）	人日	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160
過不足(供給量－需要量)	人日	473	477	473	459	422
◆光が丘地区						
需要量見込み	人日	4,640	4,601	4,575	4,577	4,580
供給量（定員数）	人日	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
過不足(供給量－需要量)	人日	560	599	625	623	620
◆石神井地区						
需要量見込み	人日	4,784	4,740	4,703	4,633	4,619
供給量（定員数）	人日	4,940	4,940	4,940	4,940	4,940
過不足(供給量－需要量)	人日	156	200	237	307	321
◆大泉地区						
需要量見込み	人日	1,628	1,593	1,581	1,555	1,553
供給量（定員数）	人日	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
過不足(供給量－需要量)	人日	712	747	759	785	787

③　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保護者に選択できる多様な保育サービスを提供するため、多様な事業者の参入を促進します。新規開設保育所や認可外保育施設、委託運営の区立保育所を対象に、区立保育所園長経験者等による巡回支援を行い、保育の質の維持・向上を図ります。

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	6	6	12	12	12
供給量（巡回支援員数）実績	人	12	12	11	13	11

【計画目標（区全域）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人	14	17	17	17	17
供給量（巡回支援員数）	人	14	17	17	17	17
過不足(供給量－需要量)	人	0	0	0	0	0

④　利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー）

子育てに関する何でも相談に対応し、必要に応じて他の専門機関へ橋渡しを行います。区役所および保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を、区役所および子ども家庭支援センター（練馬駅北分室・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を配置します。

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	か所	5	5	12	12	12
供給量（実施か所数）実績	か所	1	3	12	12	12

※第１期計画では、妊娠・子育て相談員とすくすくアドバイザーを合わせて記載しています。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	か所	12	12	12	12	12
妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7	7
すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5	5
供給量（実施か所数）	か所	12	12	12	12	12
妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7	7
すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5	5
過不足(供給量－需要量)	か所	0	0	0	0	0

【計画目標（区域別）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
◆練馬地区						
需要量見込み	か所	4	4	4	4	4
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	2	2	2	2	2
供給量（実施か所数）	か所	4	4	4	4	4
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	2	2	2	2	2
過不足(供給量－需要量)	か所	0	0	0	0	0
◆光が丘地区						
需要量見込み	か所	3	3	3	3	3
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
供給量（実施か所数）	か所	3	3	3	3	3
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
過不足(供給量－需要量)	か所	0	0	0	0	0
◆石神井地区						
需要量見込み	か所	3	3	3	3	3
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
供給量（実施か所数）	か所	3	3	3	3	3
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
過不足(供給量－需要量)	か所	0	0	0	0	0
◆大泉地区						
需要量見込み	か所	2	2	2	2	2
妊娠・子育て相談員	か所	1	1	1	1	1
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
供給量（実施か所数）	か所	2	2	2	2	2
妊娠・子育て相談員	か所	1	1	1	1	1
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
過不足(供給量－需要量)	か所	0	0	0	0	0

⑤　地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）

０～３歳の乳幼児とその保護者などのための遊び場です。生活や遊びなどの子育て相談にも対応しています。

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人回	203,943	202,259	312,922	310,964	310,776
供給量（実施か所数）実績	か所	22	24	25	26	27

【計画目標（区全域）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人回	304,640	305,884	308,492	306,263	304,660
供給量（実施か所数）	か所	28	29	30	30	30

【計画目標（区域別）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人回	56,597	57,713	59,022	59,127	59,299
供給量（実施か所数）	か所	6	6	7	7	7
◆光が丘地区						
需要量見込み	人回	90,112	90,264	91,021	90,530	90,056
供給量（実施か所数）	か所	7	8	8	8	8
◆石神井地区						
需要量見込み	人回	97,612	96,745	96,910	95,858	95,331
供給量（実施か所数）	か所	8	8	8	8	8
◆大泉地区						
需要量見込み	人回	60,319	61,162	61,539	60,748	59,974
供給量（実施か所数）	か所	7	7	7	7	7

⑥　一時預かり事業（保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等）

保護者がリフレッシュしたい時など理由を問わず利用できる一時預かり事業です。子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、保健相談所の部屋を活用したファミサポホーム等でお預かりします。

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人日	107,066	106,332	102,991	102,357	101,916
供給量（定員数）実績	人日	115,947	117,717	116,085	114,904	115,372

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人日	91,341	91,572	92,622	92,114	92,014
供給量（定員数）	人日	115,372	115,372	115,372	115,372	115,372
過不足(供給量－需要量)	人日	24,031	23,800	22,750	23,258	23,358

【計画目標（区域別）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人日	29,783	29,879	30,390	30,505	30,724
供給量（定員数）	人日	36,280	36,280	36,280	36,280	36,280
過不足(供給量－需要量)	人日	6,497	6,401	5,890	5,775	5,556
◆光が丘地区						
需要量見込み	人日	22,883	23,068	23,455	23,288	23,125
供給量（定員数）	人日	30,056	30,056	30,056	30,056	30,056
過不足(供給量－需要量)	人日	7,173	6,988	6,601	6,768	6,931
◆石神井地区						
需要量見込み	人日	17,981	17,825	17,883	17,719	17,729
供給量（定員数）	人日	24,390	24,390	24,390	24,390	24,390
過不足(供給量－需要量)	人日	6,409	6,565	6,507	6,671	6,661
◆大泉地区						
需要量見込み	人日	20,694	20,800	20,894	20,602	20,436
供給量（定員数）	人日	24,646	24,646	24,646	24,646	24,646
過不足(供給量－需要量)	人日	3,952	3,846	3,752	4,044	4,210

⑦　妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、費用の一部を公費負担します。

【第１期計画】　※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	6,061	6,007	6,289	6,262	6,243
	回	69,670	69,045	72,288	71,976	71,760
供給量	―	○実施場所…都内契約医療機関等 ○検査項目…体重、血圧、尿、その他医学的検査 ○実施回数および実施時期…14 回(妊娠週数に応じて実施)				

【計画目標（区全域)】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人	5,896	5,852	5,830	5,802	5,778
	回	65,856	65,366	65,122	64,810	64,543
供給量	―	○実施場所…都内契約医療機関等 ○検査項目…体重、血圧、尿、その他医学的検査 ○実施回数および実施時期…14 回(妊娠週数に応じて実施)				

⑧　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

出生通知票をもとに、生後４か月までの子どもがいる全世帯を助産師・保健師が訪問します。子どもの体重測定や健康状態の確認、母親の体調や育児相談、子育てサービスの情報提供を行います。

【第１期計画】　※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	5,568	5,518	5,777	5,752	5,735
供給量	―	○実施体制…①配慮が必要な家庭：常勤保健師が訪問指導 ②上記以外の家庭：委託助産師等が訪問指導 ○委託助産師数…年間約 130 家庭に対し１名の割合で配置				

【計画目標（区全域)】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人	5,468	5,447	5,460	5,479	5,485
供給量	―	○実施体制…①配慮が必要な家庭：常勤保健師が訪問指導 ②上記以外の家庭：委託助産師等が訪問指導 ○委託助産師数…年間約 130 家庭に対し１名の割合で配置				

⑨　子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、施設で短期間一時保育します。

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人日	1,381	1,373	936	950	959
供給量（定員数）実績	人日	4,392	4,380	4,380	4,380	4,380

【計画目標（区全域）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人日	2,157	2,143	2,121	2,106	2,111
供給量（定員数）	人日	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380
過不足(供給量－需要量)	人日	2,223	2,237	2,259	2,274	2,269

⑩　放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者の就労等により、放課後等に保育を必要とする児童を預かる事業です。

【第１期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	6,185	6,204	5,175	5,434	5,780
低学年	人	5,112	5,154	5,175	5,434	5,780
高学年	人	1,073	1,050	1,367	1,398	1,397
供給量（受入枠）実績	人	4,777	4,970	5,236	5,521	5,784

※第１期計画の中間見直し(平成29年度実施)から、高学年の需要量見込みは網掛け部分に参考値として示しています。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
需要量見込み	人	6,027	6,584	7,162	7,540	7,672
低学年	人	6,027	6,584	7,162	7,540	7,672
高学年	人	790	762	773	788	802
供給量（受入枠）	人	6,106	7,038	7,466	8,205	8,715
過不足(供給量－需要量)	人	79	454	304	665	1,043

※高学年の需要量見込みは、網掛け部分に参考値として示しています。

【計画目標（区域別）】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	1,349	1,487	1,628	1,704	1,736
低学年	人	1,349	1,487	1,628	1,704	1,736
高学年	人	196	188	197	205	210
供給量（受入枠）	人	1,331	1,571	1,686	1,776	1,956
過不足(供給量－需要量)	人	△18	84	58	72	220
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	1,750	1,918	2,131	2,203	2,248
低学年	人	1,750	1,918	2,131	2,203	2,248
高学年	人	196	192	188	201	206
供給量（受入枠）	人	1,891	2,043	2,171	2,311	2,401
過不足(供給量－需要量)	人	141	125	40	108	153
◆石神井地区						
需要量見込み	人	1,844	2,000	2,149	2,335	2,396
低学年	人	1,844	2,000	2,149	2,335	2,396
高学年	人	196	191	198	190	196
供給量（受入枠）	人	1,783	2,113	2,193	2,533	2,683
過不足(供給量－需要量)	人	△61	113	44	198	287
◆大泉地区						
需要量見込み	人	1,084	1,179	1,254	1,298	1,292
低学年	人	1,084	1,179	1,254	1,298	1,292
高学年	人	202	191	190	192	190
供給量（受入枠）	人	1,101	1,311	1,416	1,585	1,675
過不足(供給量－需要量)	人	17	132	162	287	383

参　考　巻末資料

1　練馬区の現状

（1）出生率の推移

①　練馬区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

練馬区の合計特殊出生率は平成 27 年をピークに低下傾向で推移しています。

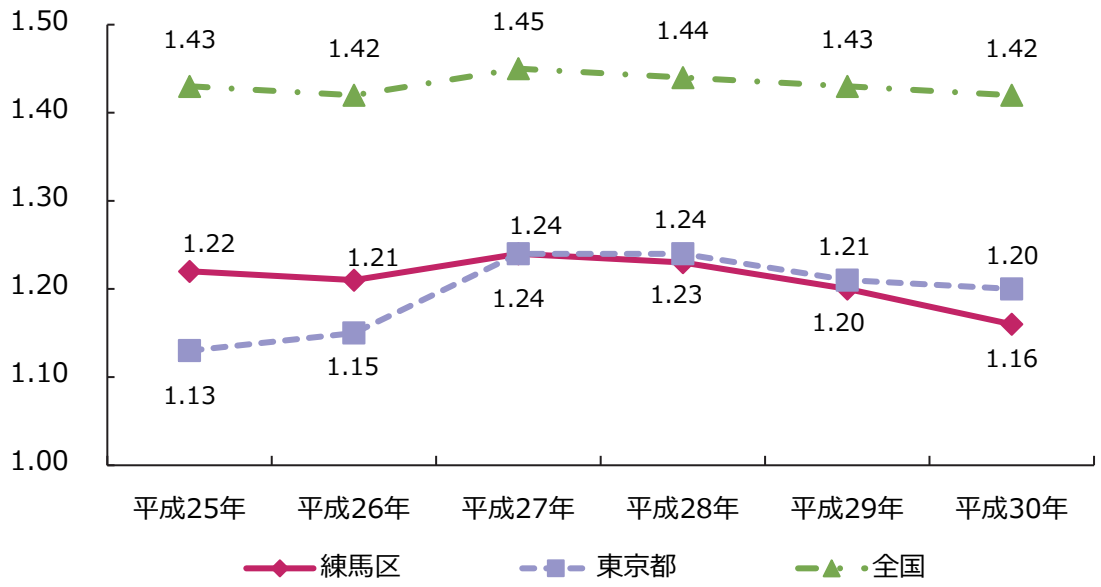

資料：人口動態統計

②　出生数および出生率（人口千対）の推移

練馬区の出生数は、平成 27 年をピークに減少傾向で推移しています。

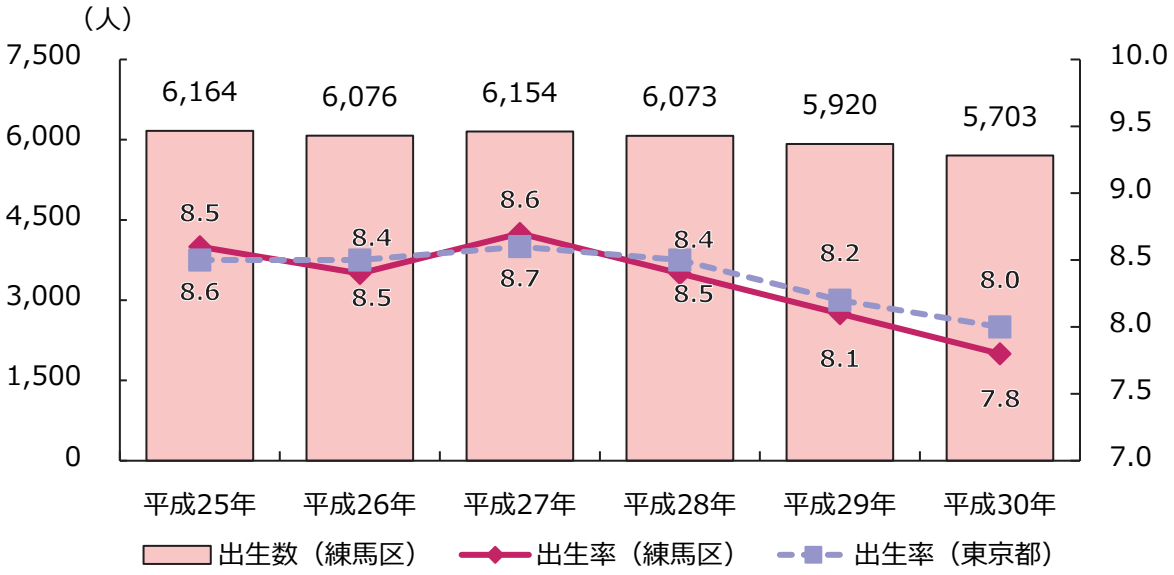

資料：人口動態統計

③　**母親の出産年齢**

20 歳代で出産した女性は減少傾向にあり、30 歳代、40 歳以上で出産した女性は増加傾向にあります。

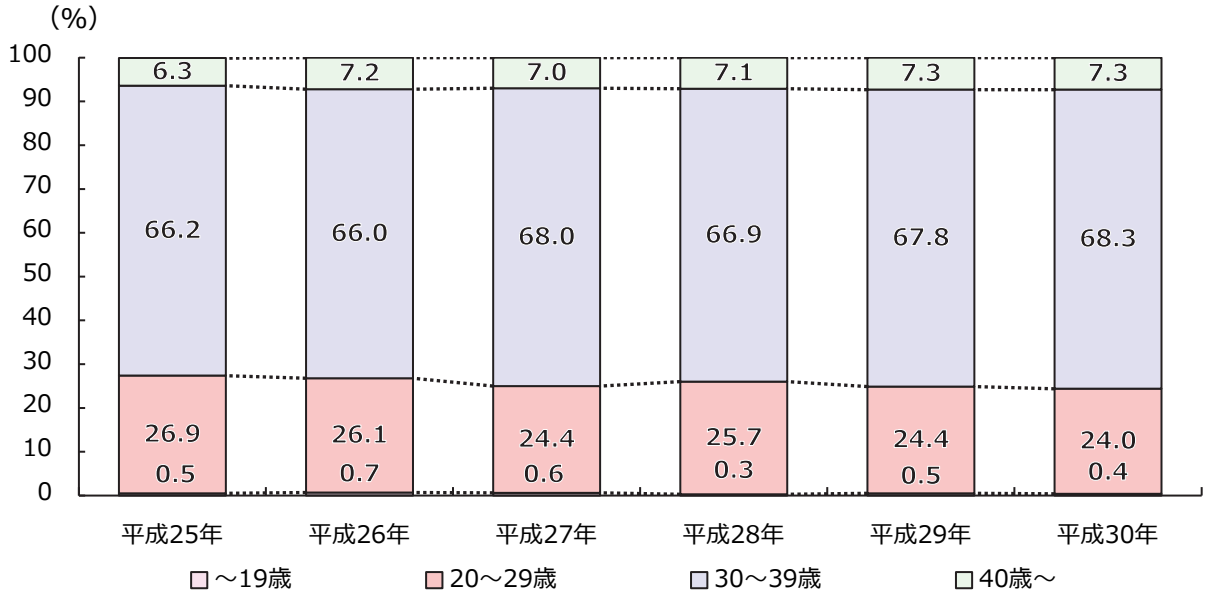

資料：人口動態統計

（２）子育て支援サービスの状況

①　**幼稚園の状況**

幼稚園は現在 42 園で、区立 3 園、私立 39 園（幼稚園型認定こども園を含む）となっており、在籍児数は減少傾向にあります。

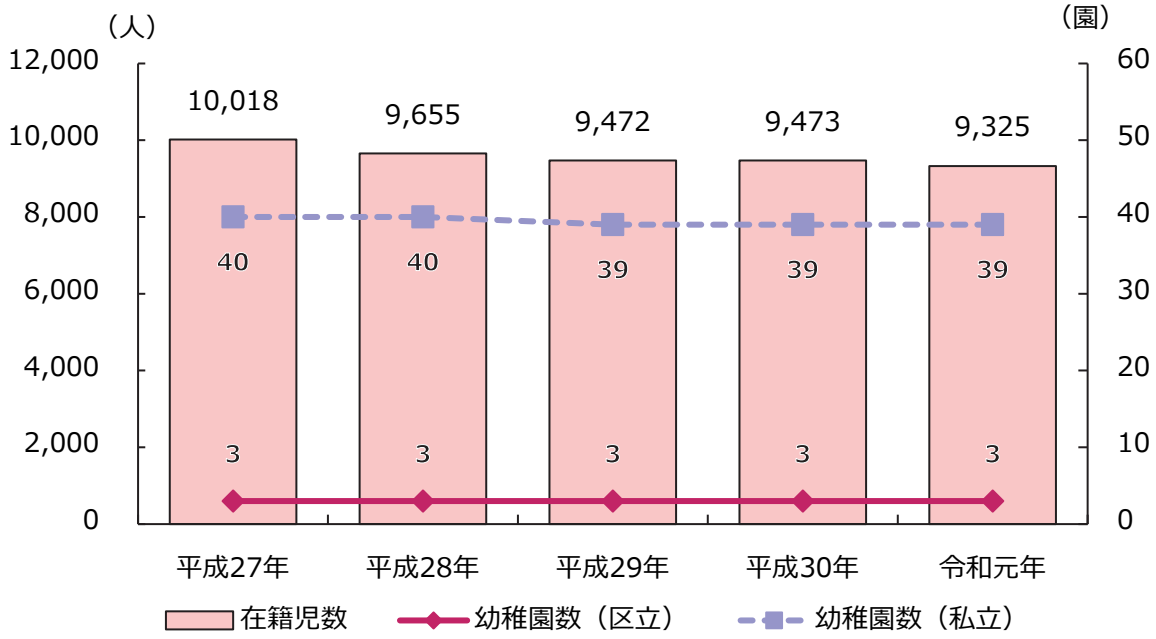

資料：練馬区勢概要、在籍児数は各年 5 月 1 日現在

② 子どもと家庭の総合相談件数の推移

相談件数は増加傾向にあり、特に育児しつけ等や養護相談が増加しています。

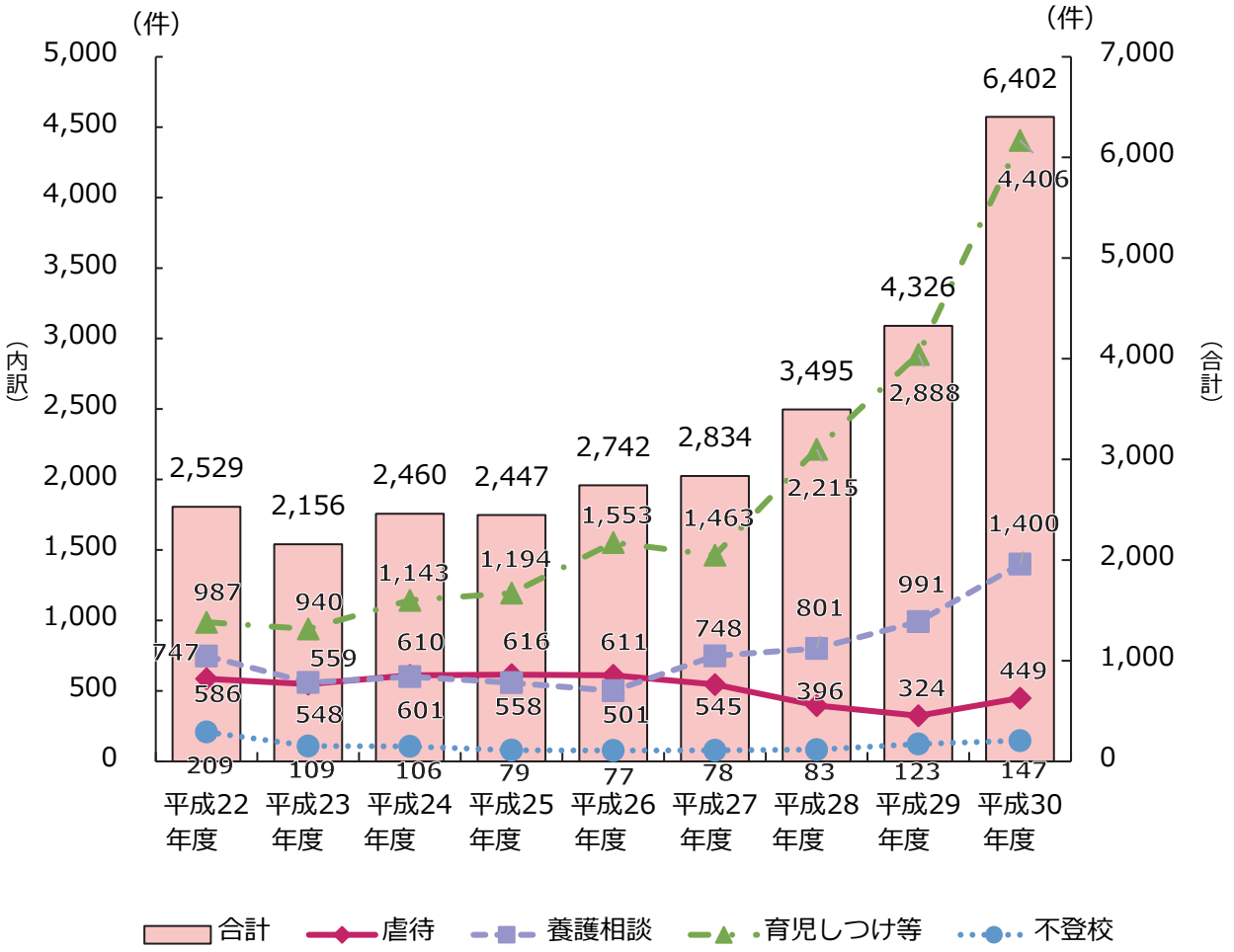

資料：練馬区勢概要

③ 子育てのひろばの利用状況

子育てのひろば（ぴよぴよ）、民設子育てのひろばともに、延べ利用人数は増加しています。

	子育てのひろば（ぴよぴよ）		民設子育てのひろば	
	か所数	延べ利用人数	か所数	延べ利用人数
平成26年度	9か所	166,277人	13か所	51,306人
平成27年度	9か所	171,629人	13か所	50,712人
平成28年度	11か所	196,680人	13か所	58,971人
平成29年度	11か所	208,257人	14か所	56,152人
平成30年度	11か所	210,089人	15か所	77,365人

資料：練馬区勢概要、練馬区統計書

④　多様な保育サービスの利用状況

病児・病後児保育、休日保育、乳幼児一時預かり、子どもショートステイの利用者数は、増加傾向にあります。

単位：延べ人日

	年末保育	病児・病後児保育	休日保育	保育園一時預かり
平成26年度	228	4,948	783	9,820
平成27年度	389	6,431	1,330	11,687
平成28年度	313	6,741	1,852	10,979
平成29年度	230	7,651	2,091	10,389
平成30年度	116	7,403	2,169	8,044

	乳幼児一時預かり	短期特例保育	子どもショートステイ（宿泊型一時預かり）	子どもトワイライトステイ（夜間一時預かり）
平成26年度	16,556	976	1,213	1,152
平成27年度	23,061	1,749	855	967
平成28年度	28,824	3,181	865	758
平成29年度	29,982	2,579	1,074	1,390
平成30年度	31,874	2,224	1,451	1,095

資料：練馬区勢概要

⑤　区立学童クラブの在籍・待機児童数の推移

在籍児数、待機児童数ともに増加傾向にあります。

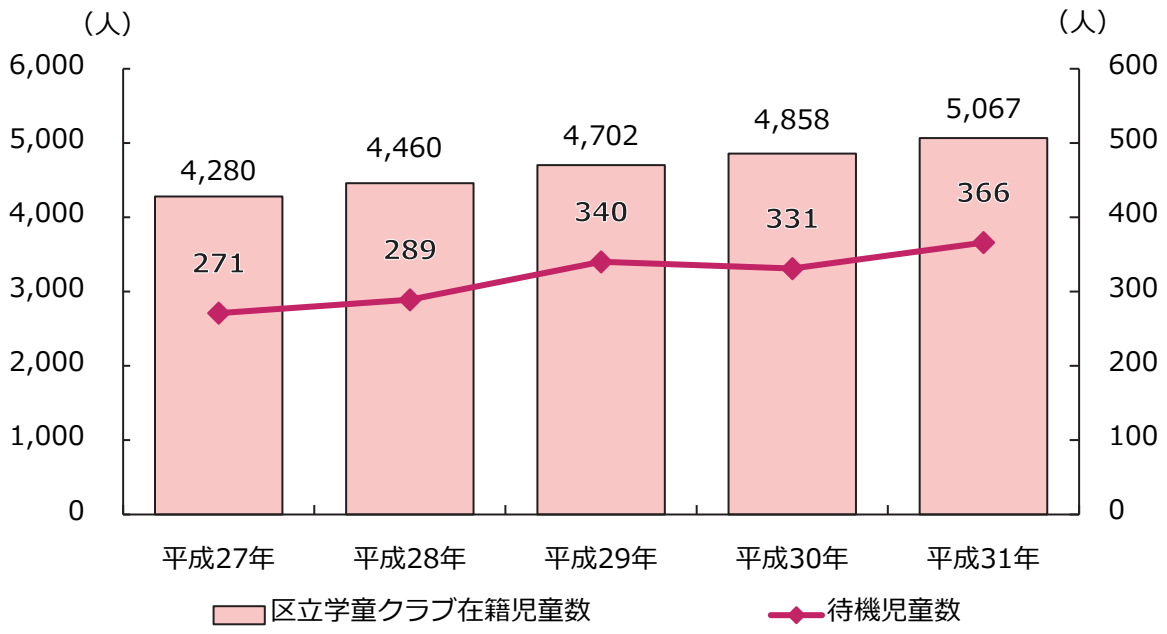

資料：こども家庭部子育て支援課（各年４月１日現在）

2　ニーズ調査の結果概要

（1）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

年齢が上がるにつれて「利用している」が多くなる傾向があり、３歳以上では 100%近くになっています。

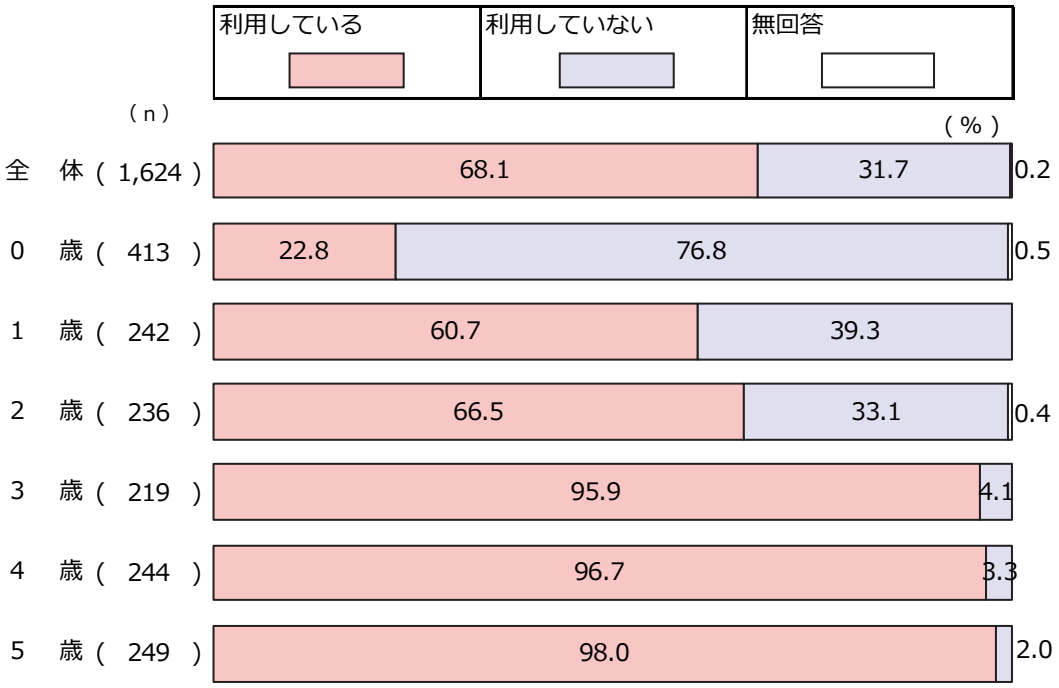

年齢別に利用事業をみると、０～３歳は「認可保育所(公立・私立)」が最も多く、４歳、５歳では「幼稚園(公立・私立)」が最も多くなっています。

単位：％

	合計(件)	幼稚園(公立・私立)	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園(公立・私立)	認可保育所(公立・私立)	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	無回答
全体	1,106	29.1	7.1	4.3	52.5	3.1	0.9	0.5	0.1	3.1	0.3	0.3	－	0.3	0.7	0.8	2.4	0.4
0歳	94	2.1	－	－	60.6	9.6	3.2	2.1	－	14.9	1.1	－	－	－	－	－	5.3	1.1
1歳	147	－	0.7	－	76.2	8.2	3.4	0.7	－	6.8	0.7	0.7	－	2.0	0.7	0.7	1.4	－
2歳	157	1.9	－	1.3	76.4	7.0	1.3	0.6	－	2.5	0.6	－	－	－	1.3	1.3	7.0	0.6
3歳	210	39.5	9.0	6.2	43.8	0.5	－	－	－	1.4	－	0.5	－	－	0.5	0.5	1.9	0.5
4歳	236	48.7	11.4	7.6	39.0	－	－	0.4	0.4	0.4	－	－	－	－	0.8	1.3	0.8	－
5歳	244	46.3	10.2	6.1	41.4	－	－	－	－	0.8	－	0.4	－	－	0.8	0.8	1.2	0.4

（２）教育・保育事業の利用意向

①　就学前の教育・保育事業

０～２歳では「延長保育のある認可保育所」の希望が高く、３～５歳では「延長保育のある認可保育所」および「幼稚園の預かり保育」の希望が高い傾向にあります。

単位：％

	合計(件)	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）(公立・私立)	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園(公立・私立)	延長保育のある認可保育所(公立・私立)	延長保育のない認可保育所(公立・私立)	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
０歳	413	1.5	4.8	7.5	42.1	18.4	9.0	2.7	1.0	0.5	5.3	0.2	1.0	－	1.5	3.6	0.2	0.5	11.1	43.3
１歳	242	0.8	4.5	3.3	46.3	15.3	3.7	1.7	0.4	－	4.5	－	0.4	－	0.4	0.4	－	－	2.5	52.5
２歳	236	0.8	7.6	5.5	38.6	15.7	4.7	0.8	－	－	2.5	－	0.8	－	0.8	1.7	0.4	0.4	2.5	55.9
３歳	219	22.8	25.6	11.4	38.8	11.4	0.5	0.5	0.5	0.9	0.9	－	0.9	－	－	2.3	0.5	0.5	－	40.6
４歳	244	23.0	25.0	12.3	25.0	5.7	－	－	0.4	－	0.8	0.4	0.4	－	0.4	1.6	0.4	－	－	50.8
５歳	249	26.9	33.3	22.1	40.6	10.4	0.4	0.4	1.2	－	2.8	0.4	0.8	－	－	0.8	0.4	－	－	30.1

②　小学校就学後の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方は、習い事や自宅のほか、低学年は「学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば」や「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」の希望が高く、夏休み等の長期休業時の希望も多くあります。

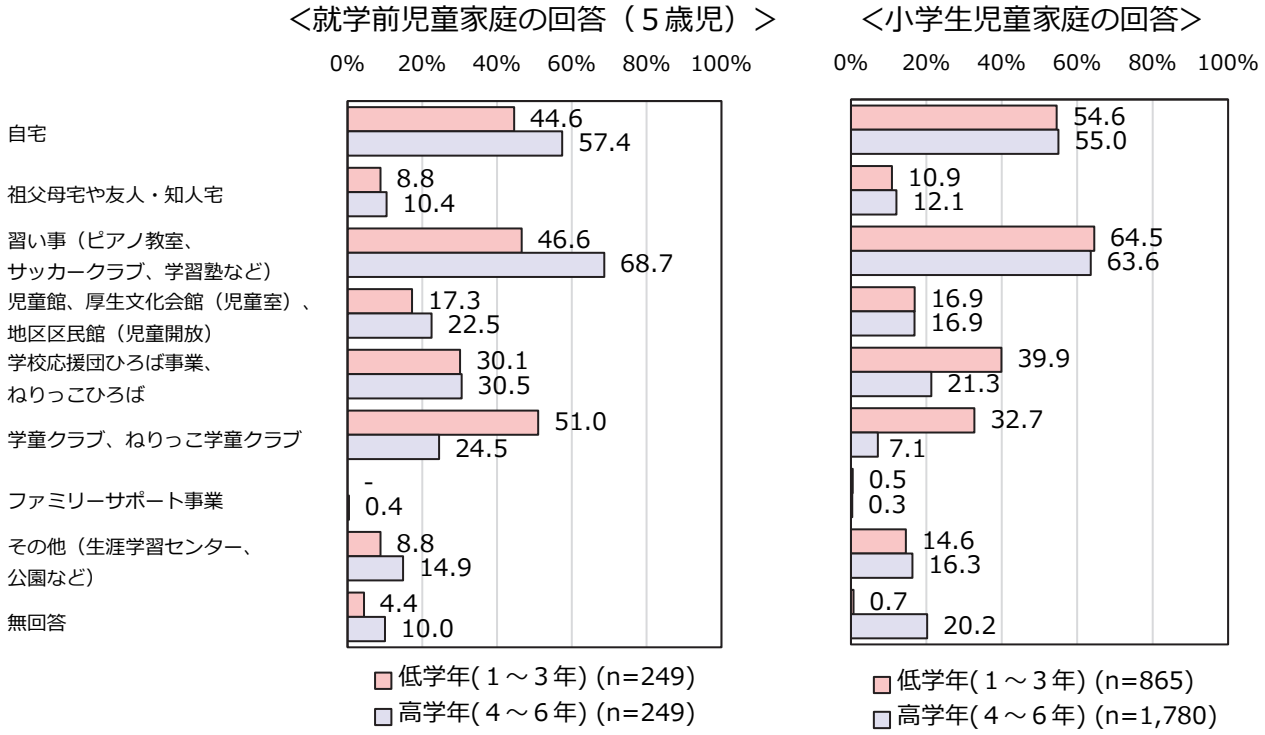

（３）子育て全般について

①　気軽に相談できる人はいるか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「いる/ある」の割合が９割を超えています。

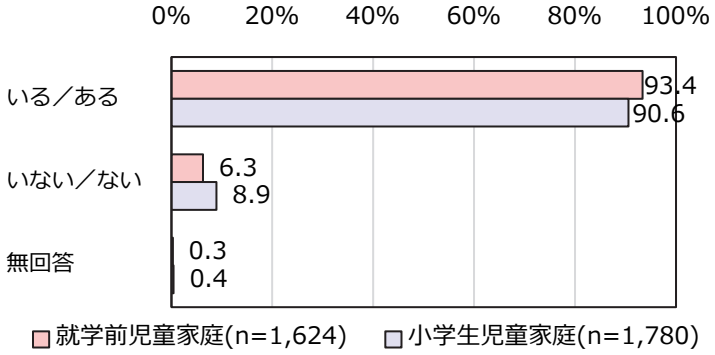

②　相談者がいる人の相談先

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「配偶者・パートナー」が最も多く、次いで「親、兄弟姉妹など」「友人・知人」が多くなっています。

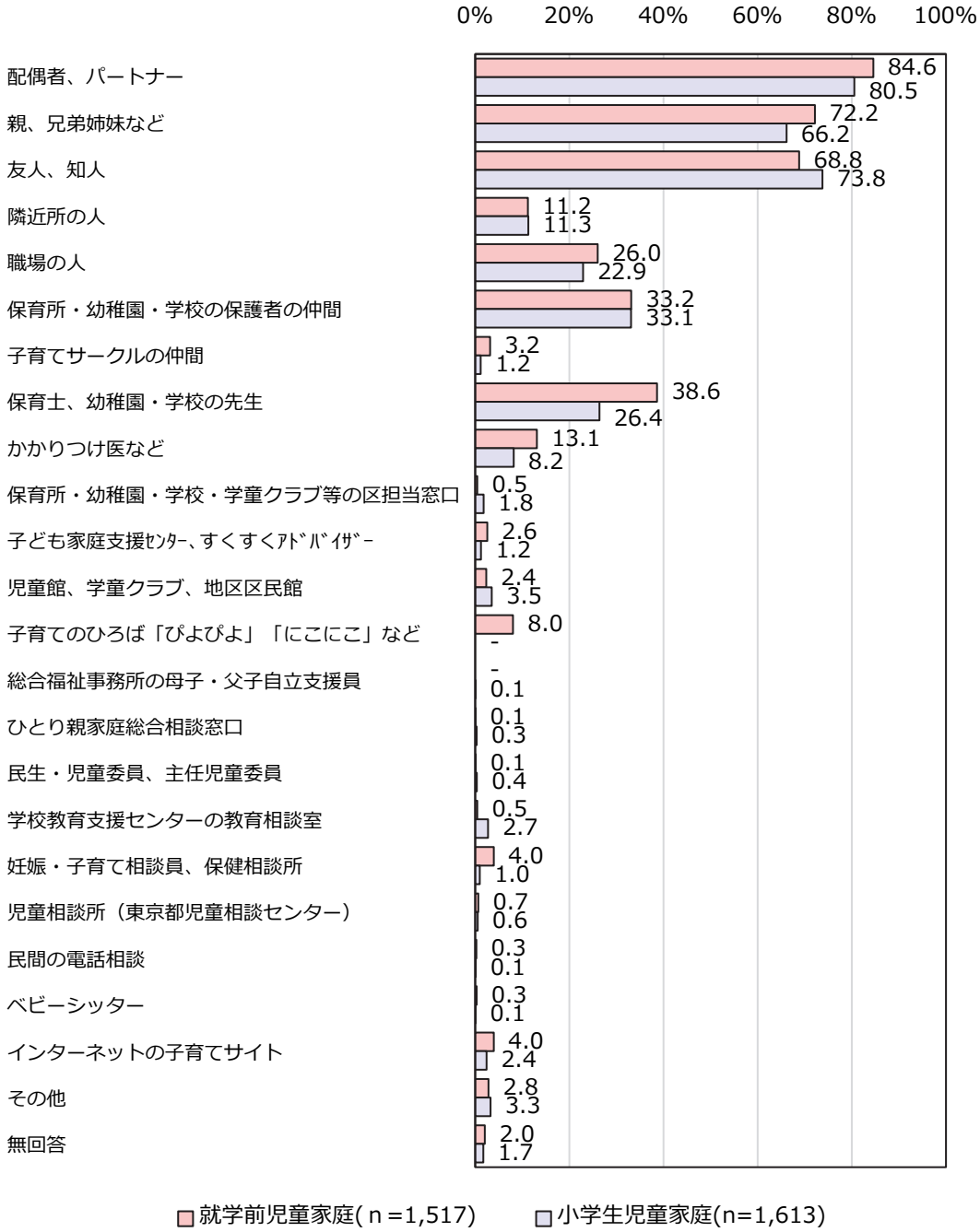

③　子育てを楽しいと感じることが多いと思うか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「楽しいと感じることが多い」が最も多くなっている一方、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多い」を合わせた割合が３割を超えています。

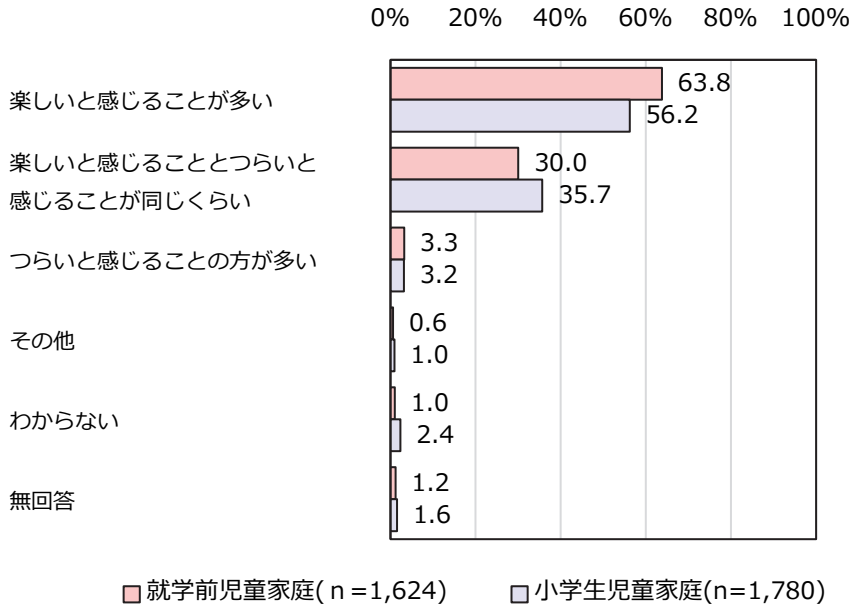

④　子育てをする中でどのような支援・対策が有効か

子育てをする中で「楽しいと感じることが多い」と回答した家庭に、どのような支援・対策が有効と感じているか聞いたところ、就学前児童家庭では「保育サービスの充実」が、小学生児童家庭では「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が最も多くなっています。

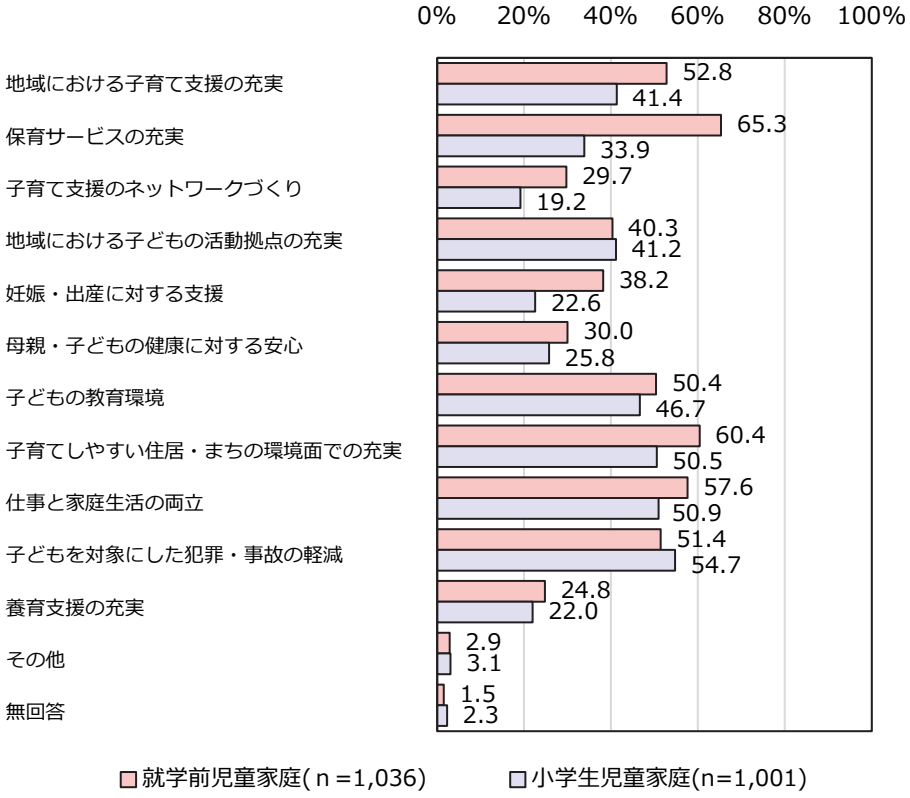

⑤　子育ての満足度

練馬区における子育ての環境や支援への満足度について、満足度が高い「５」「４」の割合は、就学前児童家庭で 48.8%、小学生児童家庭で 47.4%となっています。

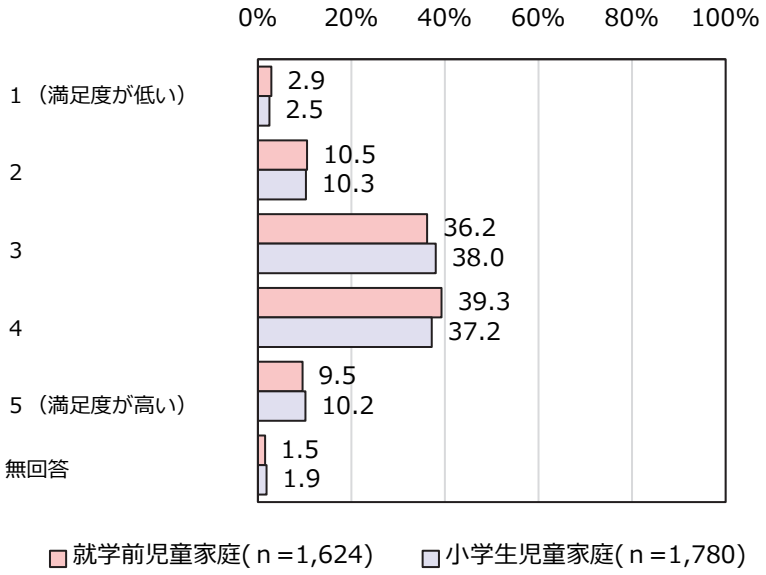

※「練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書（平成 31 年３月）」より一部抜粋

3　幼児教育・保育の無償化による影響調査の結果概要

（１）幼児教育についての考え

『重要である』（「とても重要である」または「やや重要である」）と回答した保護者は 100%近くになっています。

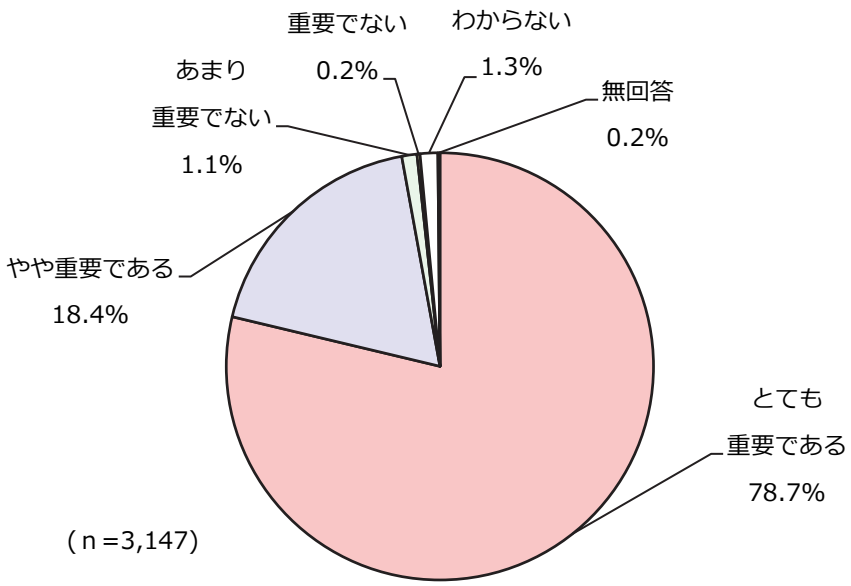

（２）幼児教育が必要と考える年齢

３歳から幼児教育を必要と考える割合が高くなっています。

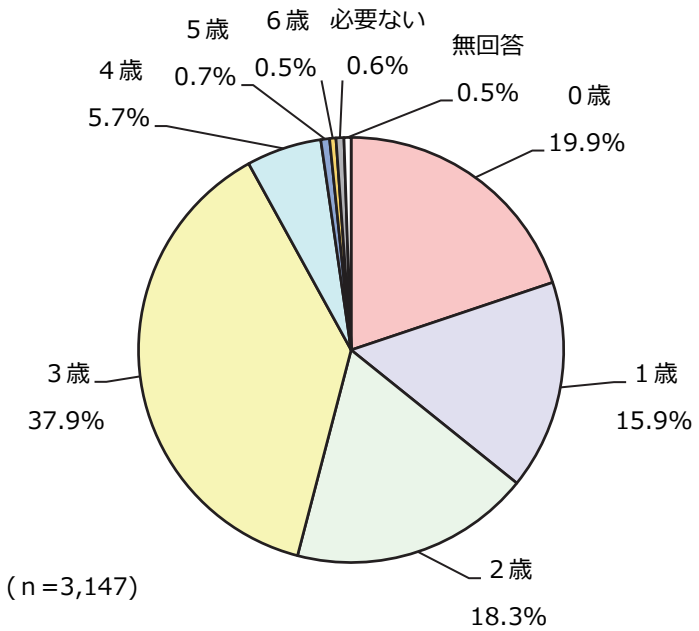

（３）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

年齢が上がるにつれて「利用している」が多くなる傾向があり、４歳以上では 100%近くになっています。

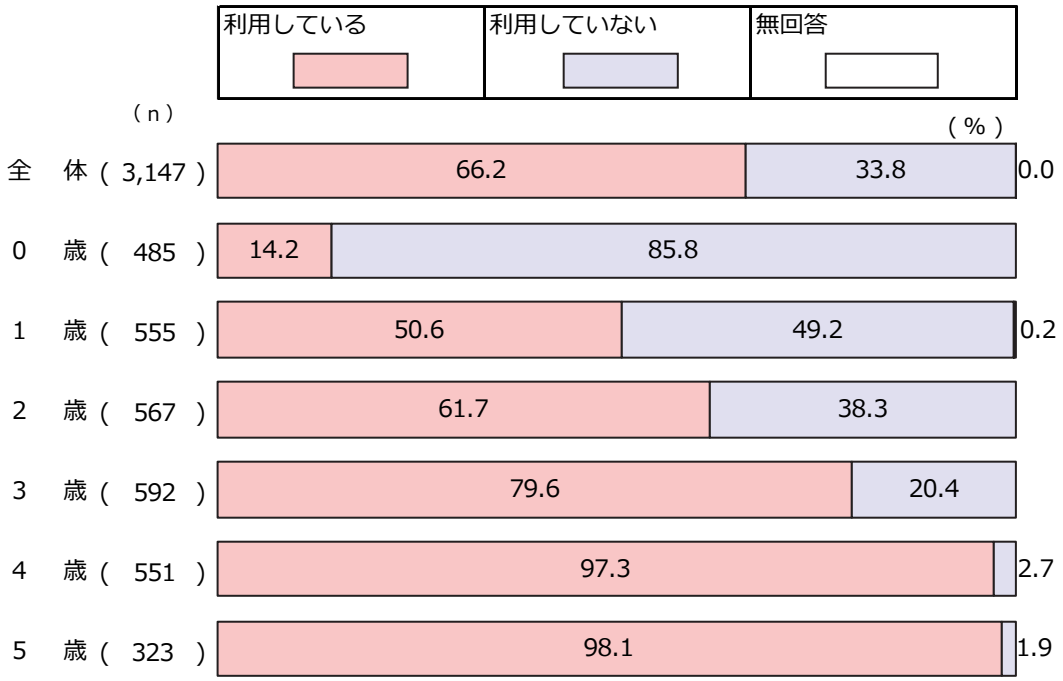

年齢別に利用事業をみると、０～３歳では「認可保育所(公立・私立)」が最も多く、４歳、５歳では「幼稚園(公立・私立)」が最も多くなっています。

単位：％

	合計(件)	幼稚園(公立・私立)	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園(公立・私立)	認可保育所(公立・私立)	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	無回答
全体	2,083	29.8	6.2	4.7	54.4	4.7	1.0	0.3	－	3.2	0.9	0.6	0.0	0.8	1.5	1.2	2.0	0.1
0歳	69	17.4	2.9	4.3	49.3	10.1	4.3	－	－	8.7	4.3	1.4	1.4	2.9	4.3	－	2.9	－
1歳	281	4.6	0.4	1.4	67.3	13.9	2.1	－	－	7.5	1.1	1.4	－	0.7	2.5	0.4	2.1	－
2歳	350	6.3	0.6	1.1	71.7	7.4	2.6	0.6	－	7.1	2.0	0.9	－	0.6	1.7	1.1	2.6	0.3
3歳	471	30.1	6.8	4.5	58.2	3.2	0.4	0.4	－	1.7	0.8	0.2	－	1.3	1.1	2.1	1.9	－
4歳	536	45.3	9.7	6.7	44.0	1.1	－	0.2	－	0.6	0.4	0.4	－	0.2	0.6	0.7	1.3	－
5歳	317	49.5	9.8	7.6	41.3	－	－	0.3	－	0.9	－	0.3	－	0.6	2.2	1.6	2.2	0.3

（４）無償化実施後の教育・保育サービスの利用意向の状況

０～２歳は「延長保育のある認可保育所」、３～５歳では「練馬こども園」「幼稚園」の利用希望が高くなっています。

単位：％

		合計(件)	幼稚園	練馬こども園、預かり保育のある幼稚園等	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業・家庭的保育事業	事業所内保育事業・企業主導型保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	一時預かり事業を活用した定期利用保育	保育施設での一時預かり・乳幼児一時預かり	その他	利用希望なし	無回答
現利用者の変更意向	０歳	14	-	-	50.0	7.1	-	-	-	-	-	-	-	7.1	35.7
	１歳	50	-	2.0	52.0	6.0	2.0	-	-	-	-	-	-	-	38.0
	２歳	62	-	6.5	50.0	3.2	-	-	-	4.8	-	-	3.2	-	32.3
	３歳	47	6.4	48.9	17.0	-	-	2.1	-	-	2.1	-	-	-	23.4
	４歳	30	3.3	43.3	30.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23.3
	５歳	18	-	38.9	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44.4
未利用者の利用意向	０歳	390	0.3	0.8	39.0	2.3	1.0	0.3	0.3	0.8	-	6.9	2.1	17.2	29.2
	１歳	239	0.4	3.3	36.0	2.1	0.4	-	0.4	0.4	1.7	6.7	3.3	14.2	31.0
	２歳	189	2.1	7.4	17.5	2.6	1.6	-	-	-	3.2	7.4	1.6	11.6	45.0
	３歳	104	31.7	22.1	17.3	1.0	-	1.0	-	-	1.9	-	-	1.0	24.0
	４歳	9	55.6	11.1	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.2
	５歳	5	20.0	20.0	20.0	-	-	-	-	-	-	-	20.0	-	20.0

（５）現在利用している教育・保育事業に係る費用に対する考え

「費用負担が大きい」「適切である」の割合がどちらも４割台となっています。

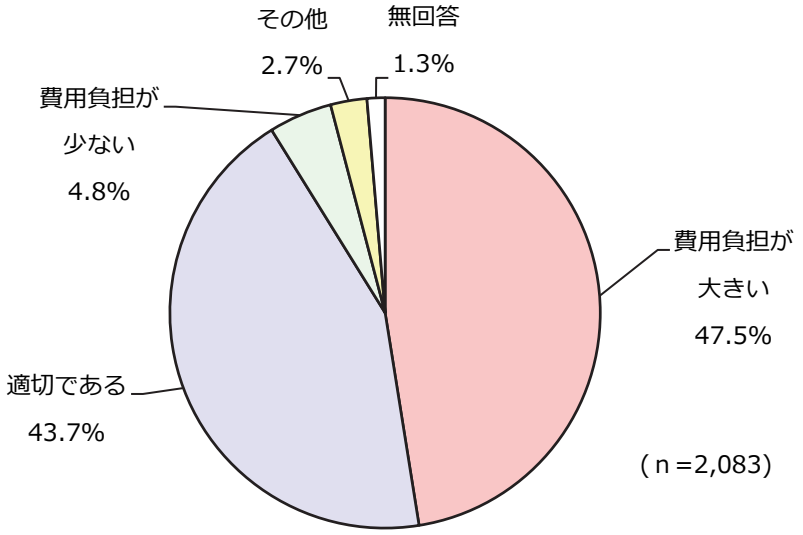

※「幼児教育・保育の無償化による影響調査報告書（平成 31 年１月）」より一部抜粋

４　その他

（１）令和元・２年度 練馬区子ども・子育て会議委員名簿（あいうえお順、敬称略）

①　子ども・子育て支援法第６条第２項に規定する保護者（公募区民）

No.	氏　　名	選 出 区 分
1	熊田　智恵子	公 募
2	佐藤　聖太郎	公 募
3	村井　知道	公 募
4	山辺　美沙子	公 募
5	吉田　威朗	公 募

②　事業主を代表する者

No.	氏　　名	選 出 区 分
1	小池　道子	東京商工会議所練馬支部
2	山田　順子	練馬産業連合会

③　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

No.	氏　　名	選 出 区 分
1	河野　美津江	練馬区障害者団体連合会 練馬手をつなぐ親の会
2	久芳　敬裕	全国認可保育所東京都認証保育所協会 認証保育所　石神井プチ・クレイシュ
3	田中　泰行	練馬区私立幼稚園協会 向南幼稚園
4	土田　秀行	練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会 錦華学院
5	戸田　了達	練馬区私立保育園協会 妙福寺保育園

④　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

No.	氏　　名	選 出 区 分
1	小櫃　智子	東京家政大学　准教授
2	広岡　守穂	中央大学　教授

⑤　その他区長が必要と認める者

No.	氏　　名	選 出 区 分
1	狭間　睦子	練馬区民生児童委員協議会 ※令和２年３月から
	大橋　寿恵※	

（２）練馬区子ども・子育て会議条例

練馬区子ども・子育て会議条例

平成25年６月28日
条例第52号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第１項の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　会議は、法第77条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第３条　会議は、つぎに掲げる者につき、区長が練馬区教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(1)　法第６条第２項に規定する保護者

(2)　事業主を代表する者

(3)　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(4)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　会議の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第５条　会議に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集等）

第６条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第７条　会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

（意見聴取等）

第８条　会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

（会議の公開）

第９条　会議は、公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

（委任）

第10条　この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付　則

１　この条例は、平成25年７月１日から施行する。

２　この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第４条本文の規定にかかわらず、平成27年３月31日までとする。

第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画

令和２（2020）年度～令和６（2024）年度

令和２（2020）年３月
発行　　練馬区こども家庭部こども施策企画課
〒176-8501　東京都練馬区豊玉北６丁目１２番１号

TEL　03-5984-1306
FAX　03-5984-1220
https://www.city.nerima.tokyo.jp/